

所得税法等の改正

目 次	
一 特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の特例の創設……………	60
二 暗号資産の評価の方法の改正……………	66
三 給与所得者の特定支出控除の特例の改正……………	68
四 貸倒引当金制度の改正……………	72
五 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等の改正……………	74
六 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲の改正……………	79
七 個人事業者が提出する各種届出書の改正……………	80
八 給与所得者の扶養控除等申告書に関する改正……………	84
九 給与所得者の保険料控除申告書に関する改正……………	88
十 給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書の電子交付の特例の改正……………	90
十一 源泉徴収票の提出方法の改正……………	91
十二 支払調書等の提出方法の改正……………	94
十三 資金決済に関する法律の改正に伴う所得税法等の整備……………	95

はじめに

令和5年度税制改正においては、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるための非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の抜本的拡充及び恒久化並びに新たな産業の創出及び育成を推進するための特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の創設等を行うとともに、より公平で中立的な税制の実現に向けた各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設及び相続時精算課税制度等の見直しを行うほか、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとされ、関係法令の改正が行われました。

このうち所得税法等の改正（国際課税関係を除きます。）では、主に次のような改正が行われました。

- ① 特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の特例の創設

- ② 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等における担保の提供に関する手続等の改正
- ③ 個人事業者が提出する各種届出書の簡素化
- ④ 年末調整関係書類の記載事項の簡素化
- ⑤ 源泉徴収票の提出方法等の見直し

これらの改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る令和5年3月28日に参議院本会議で可決・成立し、同月31日に令和5年法律第3号として公布されています。また、関係政省令等も、それぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（令5.3.31政令第134号）
- ・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令5.3.31政令第149号）
- ・ 所得税法施行規則の一部を改正する省令（令5.3.31財務省令第12号）
- ・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外

送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令5.3.31財務省令第21号）

- ・ 所得税法第189条第1項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第2の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（令5.3.31財務省告示第88号）
- ・ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第29条第1項第1号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第2から別表第4までに

定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件（令5.3.31財務省告示第94号）

- ・ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第29条第1項第2号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（令5.3.31財務省告示第95号）

一 特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の特例の創設

1 改正前の制度の概要

(1) 改正前の制度の概要（被災事業用資産の損失に係る純損失の繰越控除）

① 青色申告者の純損失の繰越控除

確定申告書を提出する居住者の純損失の繰越控除を受けようとする年（以下「適用年」といいます。）の前年以前3年内の各年（青色申告書を提出している年に限ります。）において生じた純損失の金額がある場合には、その純損失の金額に相当する金額は、適用年の総所得金額等の計算上控除することができることとされています。

この場合において、適用年において繰越控除の対象となる「純損失の金額」は、適用年の前年以前に繰越控除制度の適用を受けて控除された金額及び純損失の繰戻しによる還付請求により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を除いた金額となります（所法70①）。

（注） 上記の「純損失の金額」とは、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、いわゆる損益通算をしても、

なお他の所得から控除しきれない部分の金額をいいます（所法2①二十五）。

② 白色申告者の純損失の繰越控除

確定申告書を提出する居住者の適用年の前年以前3年内の各年において生じた純損失の金額（上記①の適用を受けるもの及び純損失の繰戻しによる還付請求により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を除きます。）のうち、その各年において生じた次に掲げる損失の金額に係るものがあるときは、その純損失の金額に相当する金額は、適用年の総所得金額等の計算上控除することができることとされています。

この場合において、適用年において繰越控除の対象となる「純損失の金額」は、適用年の前年以前3年内の各年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げる損失の金額の合計額に達するまでの金額（適用年の前年以前に繰越控除制度の適用を受けて控除された金額を除きます。）となります（所法70②、所令202）。

イ 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額

ロ 被災事業用資産の損失の金額

(注1) 上記の「被災事業用資産の損失の金額」とは、棚卸資産又はその居住者の事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産若しくは山林（以下「事業用資産」といいます。）の災害による損失の金額（災害関連費用を含み、保険金、損害賠償金等により補填される部分を除きます。）で、変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいいます（所法70③）。

(注2) 上記（注1）の「災害関連費用」とは、次の支出をいいます（所令203）。

イ 災害により事業用資産が滅失等したことによるその事業用資産の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出

ロ 災害に直接関連して、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年を経過した日）の前日までにした次の支出

(イ) 災害により生じた土砂などを除去するための支出

(ロ) 事業用資産の原状回復のための修繕費

(ハ) 事業用資産の損壊・価値の減少を防止するための支出

ハ 災害により事業用資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その事業用資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

上記①及び②の繰越控除制度により、災害により生じた純損失の金額については、その損失が生じた年において青色申告者であるか、白色申告者であるかを問わず、その損失の生じた年の翌年以降3年間の繰越控除が認められることとなります。

③ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律による特例

東日本大震災による被害が、同時・大量・集中的に発生した極めて甚大なものであり、広範な地域の経済活動の基盤が根こそぎ失われ、事業活動等の再建に相当な期間を要する場合も多いと想定されることから、繰越控除制度の実質的な効果が減殺されることのないよう、東日本大震災により生じた純損失の繰越期間を5年間とする特例が設けられています（震災税法7）。

さらに、保有する事業用の資産のうち被災した資産の占める割合が一定以上の事業所得者等にあつては、事業を再建し、収益性を回復するまでに相当の期間を要すると考えられることから、次に掲げる純損失の金額の繰越期間を5年間とする特例が設けられています（震災税法7①②④六、震災税特令9⑤）。

イ 青色申告者にあつては、平成23年分の純損失の金額

ロ 白色申告者にあつては、平成23年分の純損失の金額のうち、上記②イ及びロに掲げる損失の金額の合計額に達するまでの金額

(2) 改正前の制度の概要（雑損控除及び雑損失の繰越控除）

① 雑損控除

居住者又はその者と生計を一にする配偶者等の有する住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領（以下「災害等」といいます。）による損失が生じた場合（災害等関連支出の金額がある場合を含みます。）には、その災害等により損失の生じた年分の所得税の計算上、次の算式により計算した金額のいずれか多い方の金額が「雑損控除」として合計所得金額（総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除後の長期譲渡所得の金額、特別控除後の短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所

得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。以下同じです。) から控除することとされています(所法72)。

《算式》

イ {災害損失の金額+災害等関連支出の金額} - {合計所得金額×10%}

ロ 災害関連支出の金額 - 5万円

(注) 上記の「災害等関連支出」とは下記のイからニまでの支出をいい、「災害関連支出」とは下記のイからハまでの支出をいいます(所令206①②)。

イ 災害により住宅家財等が滅失等したことによるその住宅家財等の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出

ロ 災害に直接関連して、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年を経過した日)の前日までにした次の支出

(イ) 災害により生じた土砂等を除去するための支出

(ロ) 住宅家財等の原状回復のための支出(災害により生じた資産の損失部分を除きます。下記ニにおいて同じです。)

(ハ) 住宅家財等の損壊・価値の減少を防止するための支出

ハ 災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

ニ 盗難又は横領による損失が生じた住宅家財等の原状回復のための支出その他これに類する支出

② 雑損失の繰越控除

確定申告書を提出する居住者の前年以前3年内の各年に生じた雑損失の金額(前年以前において控除された金額を除きます。)は、

その年分の合計所得金額から控除することとされています(旧所法71①)。

(注) 上記の「雑損失の金額」とは、上記①の算式により求められた雑損控除として控除の対象となる部分の損失の金額をいいます(所法2①二十六)。以下同じです。

③ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律による特例

雑損失の繰越控除制度についても、上記(1)

③と同様の趣旨から損失の繰越期間を5年間とする特例が設けられています(震災税法5)。

2 制度の内容等

(1) 制度創設の趣旨

頻発する自然災害への対応として、令和5年度税制改正においては、被害が極めて甚大で広範な地域の生活基盤が著しく損なわれ、被災前のように生活の糧を得るまでに時間を要するような災害の被災者や被災事業者等に特に配慮する観点から、「特定非常災害」による損失に係る雑損失と純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、3年から5年に延長する措置を講ずることとされました。

これは、上記1(1)③及び(2)③の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律による特例において講じた措置と同様の措置を所得税法に設けることとしたものです。

(注) 上記の「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図ること等が特に必要と認められるものが発生した場合に指定されるものをいい、近年では、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨災害等が指定されています(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律2①)。交通やライフラインの広範囲にわたる途絶や、地域全体の日常業務や業務環境の破壊といった要素も総合勘案の上政

令で指定が行われるため、まさに「被害が極めて甚大で広範な地域の生活基盤が著しく損なわれ、被災前のように生活の糧を得るまでに時間を要するような災害」であることを踏まえて震災特例法の特例と同様の特例を設けることとされました。

なお、特定非常災害の指定により、運転免許証の有効期限の延長や応急仮設住宅の存続期間の延長等の特例が適用できることとされています。

(2) 制度の具体的内容

① 特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例

特定非常災害により生じた純損失（以下「被災純損失金額」といいます。）の繰越期間を5年間とする特例が設けられました（所法70の2①～③）。

(注1) 上記の「被災純損失金額」とは、その年において生じた純損失の金額のうち、その年において生じた被災事業用資産特定災害損失合計額（棚卸資産特定災害損失額、固定資産特定災害損失額及び山林特定災害損失額の合計額で、変動所得の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいいます。）に達するまでの金額をいいます（所法70の2④一、所令203の2②）。

(注2) 上記（注1）の「棚卸資産特定災害損失額」とは、その者の有する棚卸資産について特定非常災害により生じた損失の金額をいい（所法70の2④六）、「固定資産特定災害損失額」とは、その者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産等について特定非常災害により生じた損失の金額をいい（所法70の2④七）、「山林特定災害損失額」とは、その者の有する山林について特定非常災害により生じた損失の金額をいいます（所法70の2④八）。
なお、これらの損失の金額には特定非常

災害に関連するやむを得ない支出を含み、保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除きます。下記ハにおいて同じです（所法70の2④二）。

さらに、保有する事業用資産のうちに被災した資産の占める割合が一定以上の事業所得者等については、次に掲げる純損失の金額の繰越期間を5年間とする特例が設けられました（所法70の2①②④五、所令203の2⑤）。

イ 青色申告者にあつては、特定非常災害発生年分の純損失の金額（以下「特定非常災害発生年純損失金額」といいます。）

ロ 白色申告者にあつては、特定非常災害発生年分の純損失の金額のうち、上記1(1)②イ及びロに掲げる損失の金額の合計額に達するまでの金額（以下「特定非常災害発生年特定純損失金額」といいます。）

この「保有する事業用資産のうちに被災した資産の占める割合」とは、下記ハ又はニに掲げる割合をいい、一定以上とは、この割合が10%以上であることをいいます（所法70の2①一・二）。したがって、下記ハ又はニに掲げる割合が10%以上である者は、特定非常災害発生年純損失金額又は特定非常災害発生年特定純損失金額について5年間の繰越控除の適用を受けることができます。

ハ 事業所得者の…… 場合の割合	事業資産特定 災害損失額
	その者の事業所得に 係る事業用固定資産 の価額の合計額

(注1) 上記の「事業資産特定災害損失額」とは、①その者の棚卸資産特定災害損失額と②その者の事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産（土地又は土地の上に存する権利以外の固定資産及び必要経費に算入されていない繰延資産をいいます（所法70の2④三、所令203の2④））。下記ニにおいて同じです。）の特定非常災害による損失の金額の合計額をいいます。なお、

その特定非常災害による①及び②の損失の金額が複数の年において生じたものとされる場合にはその合計額となります（所法70の2①一、④二、所令203の2③）。

(注2) 上記の「事業用固定資産の価額」とは、その資産の種類に応じて次のイ又はロの金額をいい（所法70の2①一、所令203の2①）、上記ハの割合の基礎となる「事業用固定資産の価額の合計額」とは、その者の事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額をいいます。したがって、その者が特定非常災害により被災した事業用固定資産以外の事業用固定資産を有する場合には、全ての事業用固定資産の価額を合計した額となります。

イ 固定資産……その特定非常災害により損失が生じた日にその固定資産の譲渡があったものとみなした場合のその固定資産の取得費とされる金額に相当する金額

ロ 繰延資産……その繰延資産の額から、その償却費としてその特定非常災害による損失が生じた年の前年以前の各年分において各種所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を控除した金額

ニ 不動産所得者又は 山林所得者の場合の 割合	不動産等特定 災害損失額 <hr/> その者の不動産所得 又は山林所得に係る 事業用固定資産の 価額の合計額
-------------------------------	---

(注1) 上記の「不動産等特定災害損失額」とは、その者の不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいいます。なお、その特定非常災害による損失の金額が、複数の年において生じたものとされる

場合にはその合計額となります。また、不動産所得と山林所得とは、別々に割合を計算します（所法70の2①二、④四）。

(注2) 上記の「事業用固定資産の価額」及びその合計額については、上記ハの事業所得者の場合と同じです。

② 特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例

確定申告書を提出する居住者が特定雑損失金額を有する場合には、適用年の前年以前5年内の各年において生じた特定雑損失金額について、適用年の総所得金額等の計算上控除することができることとされました（所法71の2①）。

この「特定雑損失金額」とは、雑損失の金額のうち、居住者又はその者と生計を一にする一定の親族の有する住宅家財等について特定非常災害により生じた損失の金額（その特定非常災害に関連するその居住者によるやむを得ない支出を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。以下同じです。）に係るものとされています（所法71の2②、所令204の2②）。

上記の「一定の親族」とは、その居住者と生計を一にする配偶者その他の親族でその年分の合計所得金額が48万円以下であるものとされています。なお、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、その特定非常災害が発生した日の現況によることとされ、その親族と生計を一にする居住者が2人以上ある場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1の居住者の親族にのみ該当するものとし、その親族がいずれの居住者の親族に該当するかについては、次に定めるところによることとされています（所令204の2①において準用する所令205）。

イ その親族が同一生計配偶者又は扶養親族

に該当する場合には、その者を自己の同一生計配偶者又は扶養親族としている居住者の親族とする。

ロ その親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない場合には、次に定めるところによる。

(イ) その親族が配偶者に該当する場合には、その夫又は妻である居住者の親族とする。

(ロ) その親族が配偶者以外の親族に該当する場合には、これらの居住者のうち合計所得金額が最も大きい居住者の親族とする。

③ ①及び②の特例の創設に伴う所要の整備

イ 確定損失申告書を提出することができる事由及び記載事項について、所要の整備が行われました（所法123①三、127③）。

ロ 上記1(1)①及び②の純損失の繰越控除について、2以上の年において生じた純損失の金額につき繰越控除を適用する場合における控除の順番につき、適用年においてその者が特例対象純損失金額（被災純損失金額、特定非常災害発生年純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額をいいます。以下同じです。）以外に、他の純損失金額を有する場合において、他の純損失金額の生じた年が特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、他の純損失金額は特例対象純損失金額よりも古い年に生じたものとして、控除を行うこととされました（所令201②）。

ハ 上記1(2)②の雑損失の繰越控除について、2以上の年において生じた雑損失の金額につき繰越控除を適用する場合又は純損失の繰越控除と雑損失の繰越控除の両方を適用する場合における控除の順番について、適用年においてその者が特定雑損失金額以外に、他の雑損失金額（特定雑損失金額以外の雑損失の金額をいいます。下記ニにおいて同じです。）又は上記ロの他の純損失金額（以下ハにおいて「他の雑損失金額等」

といます。）を有する場合において、他の雑損失金額等の生じた年が特例対象純損失金額若しくは特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、他の雑損失金額等は特例対象純損失金額又は特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして、控除を行うこととされました（所令204③）。

ニ 特定非常災害により生じた損失の金額がある場合における上記1(2)①の雑損失の金額の計算及び雑損控除の適用については、その年において生じた雑損控除の対象となる災害等による損失の金額のうち特定非常災害により生じた損失の金額と他の損失の金額とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額は、特定非常災害により生じた損失の金額から順次成ることとされ、この場合において雑損失の金額のうち、特定雑損失金額に係るものと他の雑損失金額に係るものがあるときにおける雑損控除の適用については、他の雑損失金額に係る損失の金額から順次控除することとされました（所令206④⑤）。

ホ 純損失の繰戻しをする場合の計算について、その年において生じた純損失の金額のうち、被災純損失金額と被災純損失金額以外の純損失の金額（特定非常災害発生年純損失金額に該当するものを除きます。）とがある場合に還付を受けるべき金額の計算の基礎となる純損失の金額は、その被災純損失金額以外の純損失の金額から順次成るものとして、控除を行うこととされました（所令271②）。

ヘ 災害減免法に基づく給与等の徴収の猶予の対象となる「繰越雑損失の金額」は、上記②の特例の適用がある場合には、その適用がある雑損失の金額でその災害のあった日の属する年の翌年以後5年以内の各年において繰越控除の適用を受けることのできる金額とされました（災害減免令9②④）。

ト 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失

の損益通算及び繰越控除について、純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除を適用する場合における控除の順番については、その者の有する通算後譲渡損失の金額の生じた年が特例対象純損失金額若しくは特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、その通算後譲渡損失の金額は特例対象純損失金額又は特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして、控除を行うこととされました（措令26の7③）。

チ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除を適用する場合における控除の順番については、その者の有する通算後譲渡損失の金額の生じた年が特例対

象純損失金額若しくは特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、その通算後譲渡損失の金額は特例対象純損失金額又は特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして、控除を行うこととされました（措令26の7の2③）。

（注）上記ロからホまで、ト及びチにより、より長期間の繰越が可能な損失金額についてより多くの金額を繰り越すことが可能とされています。

3 適用関係

上記2(2)①及び②の特例は、令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害について適用することとされています（改正法附則3）。

二 暗号資産の評価の方法の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法の概要

居住者の暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいいます。以下同じです。）につきその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年12月31日（その者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下同じです。）において有する暗号資産（以下「期末暗号資産」といいます。）の価額は、その者が暗号資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合又は選定した評価の方法により評価しなかった場合には、法定評価方法（下記(2)①の総平均法）により評価した金額）とすることとされています（旧所法48の2①、所令119の2①）。

(2) 暗号資産につき選定をすることができる評価の方法

期末暗号資産の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末暗号資産につき次の①又は②の方法のうちいずれかの方法によってその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもってその期末暗号資産の評価額とする方法とされています（所令119の2①）。

① 総平均法

暗号資産をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、その年1月1日において有していた種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額との合計額をこれらの暗号資産の総数量で除して計算した価額をその1単位当たりの取得価額とする方法をいいます。

② 移動平均法

暗号資産をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、当初の1単位当たりの取得価額が、再び種類を同じくする暗号資産の取得をした場合にはその取得の時

において有する暗号資産とその取得をした暗号資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によって改定されたものとみなし、以後種類を同じくする暗号資産の取得をする都度同様の方法により1単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年12月31日から最も近い日において改定されたものとみなされた1単位当たりの取得価額をその1単位当たりの取得価額とする方法をいいます。

(注) 上記①及び②の「取得」には、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの暗号資産以外の暗号資産を取得する場合におけるその取得を含みません(所令119の2②)。

(3) 暗号資産の取得価額

① 上記(2)の暗号資産の評価額の計算の基礎となる暗号資産の取得価額は、下記②の場合を除き、次の暗号資産の区分に応じ次に定める金額とされています(旧所令119の6①)。

イ 購入した暗号資産……その購入の代価(購入手数料その他その暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

ロ 上記イの暗号資産以外の暗号資産……その取得の時ににおけるその暗号資産の取得のために通常要する価額

ハ いわゆる死因贈与、相続又は包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈により取得した暗号資産……被相続人の死亡の時ににおいて、被相続人がその暗号資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額

ニ 著しく低い価額の対価による譲渡により取得した暗号資産……その譲渡の対価の額と実質的に贈与をしたと認められる金額との合計額

② 居住者が暗号資産信用取引(資金決済に関

する法律第2条第7項に規定する暗号資産交換業を行う者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいいます。以下同じです。)

の方法による暗号資産の売買を行い、かつ、暗号資産信用取引による暗号資産の売付けと買付けとにより暗号資産信用取引の決済を行った場合には、その売付けに係る暗号資産の取得に要した経費としてその者のその年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、上記(2)及び上記①にかかわらず、暗号資産信用取引においてその買付けに係る暗号資産を取得するために要した金額とされています(旧所令119の7)。

2 改正の内容

(1) 自己が発行した暗号資産の取得価額

上記1(3)①の暗号資産の取得価額について、自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額が、その発行のために要した費用の額とされました(所令119の6①二)。

これまで、自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額は、購入により取得した暗号資産以外の暗号資産に該当し、その取得の時ににおけるその暗号資産の取得のために通常要する価額、すなわち「時価」をその取得価額とすることとされていましたが、この改正により、自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額は、発行のために要した費用の額となります。なお、自己が発行した暗号資産であっても、他の者から購入した場合には、自己が発行することにより取得した暗号資産には該当せず、購入により取得した暗号資産に該当し、その購入の代価(その暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)が取得価額となります。

(2) 暗号資産信用取引

上記1(3)②の暗号資産信用取引について、他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいうこととされました(所令119の7)。こ

の改正により、暗号資産交換業を行う者以外の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買も新たに暗号資産信用取引に該当することになります。

(注) 上記(1)及び(2)の改正の他、上記1(1)の暗号資産について、資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいうこととする規定の整備が行われています(令和5年6月1日施行)。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、令和5年4月1日以後に取得をする暗号資産について適用し、同日前に取得をした暗号資産については従前どおりとされています(改正所令附則2)。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和6年分以後の所得税について適用し、令和5年分以前の所得税については従前どおりとされています(改正所令附則3)。

三 給与所得者の特定支出控除の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 制度の概要

給与所得者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算して給与等の収入金額から控除することができることとされています(所法57の2①)。

(2) 特定支出の範囲

特定支出とは、その者の次に掲げる支出をいいます。なお、特定支出となる支出については、「その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合におけるその補填される部分」及び「その支出につき雇用保険法第10条第5項(失業等給付)に規定する教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(母子家庭自立支援給付金)に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金又は同法第31条の10(父子家庭自立支援給付金)において準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分がある場合におけるその支給される部分」を除くこととされています(旧所法57の2②、所令167の3)。

① 通勤費

その者の通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出で、その通勤の経路及び方法がその者の通勤に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることについて給与等の支払者によって証明がされたもののうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる一定の支出(航空機の利用に係るものは除きます)。

② 職務上の旅費

勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行であることについて給与等の支払者によって証明がされたものに通常要する一定の支出(その旅行に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに限ります)。

③ 転任に伴う転居費用

転任に伴うものであることについて給与等の支払者によって証明がされた転居のために通常必要であると認められる一定の支出(その転任の事実が生じた日以後1年以内にする転居のための自己又はその配偶者その他の親族に係る支出に限ります)。

④ 研修費

職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習

得することを目的として受講する研修（人の資格を取得するためのものは除きます。）であることについて給与等の支払者によって証明がされたものための支出

⑤ 資格取得費

人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者によって証明がされたもの

⑥ 単身赴任者の往復旅費

転任に伴い生計を一にする配偶者その他の親族との別居を常況とすることとなったことについて給与等の支払者によって証明がされた場合におけるその者の勤務する場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間のその者の旅行に通常要する支出で一定のもの（航空機の利用に係るものも含まれます。）

⑦ 次に掲げる支出（その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたもの

イ 次に掲げる図書で職務に関連するものを購入するための支出

(イ) 書籍

(ロ) 新聞、雑誌その他の定期刊行物

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)に掲げるもののほか、不特定多数の者に販売することを目的として発行される図書

ロ 次に掲げる制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出

(イ) 制服、事務服及び作業服

(ロ) 上記(イ)に掲げるもののほか、給与等の支払者により勤務場所において着用することが必要とされる衣服

ハ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その

他これらに類する行為のための支出

(3) 給与等の支払者による証明等

上記(2)①から⑦までの給与等の支払者による証明は、特定支出控除の適用を受けようとする者の書面による申出に基づき、上記(2)①から⑦までの区分に応じ次に定める事項（その支出につき給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合には、その補填される部分の金額を含みます。）につき書面により行われるものとされています（旧所法57の2②各号、旧所規36の5①）。

① 通勤費……次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。以下同じです。）並びに勤務する場所

ロ その者の通勤の経路及び方法並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であると認められる旨

② 職務上の旅費……次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所並びに勤務する場所及びその場所を離れて職務を遂行した場所

ロ その旅行が勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものである旨

③ 転任に伴う転居費用……次に掲げる事項

イ その者の氏名並びに転任の前後の勤務する場所及び住所

ロ その者の転任の事実が生じた年月日

④ 研修費……次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所

ロ その研修がその者の職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものである旨

ハ その研修を行う者の名称並びにその研修を行う場所及び期間

⑤ 資格取得費……次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所

ロ その人の資格の取得がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨

⑥ 単身赴任者の往復旅費……次に掲げる事項

イ 上記③イ及びロに掲げる事項

ロ その者が転任に伴い生計を一にする配偶者その他の親族との別居を常況とすることとなった場合等に該当する旨

ハ その者の配偶者その他の親族が居住する場所

⑦ 図書を購入するための支出……次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所

ロ その図書の購入がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

ハ その図書の名称及び内容

⑧ 衣服を購入するための支出……次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所

ロ その衣服の購入がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

ハ その衣服の種類

⑨ 交際費、接待費その他の費用……次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所

ロ その接待、供応、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のための支出がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

ハ その接待等の内容並びにその接待等の相手方の氏名又は名称及びその相手方との関係

(4) 特定支出控除の適用を受けるための手続

特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下「確定申告書等」といいます。）にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額の記載をするとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の

支払者による特定支出に該当する旨の証明書の添付がある場合に限り適用することとされています（所法57の2③、所令167の4）。

また、この特定支出控除の適用を受ける旨を記載した確定申告書等を提出する場合には、特定支出に係るその支出の事実及びその額を証する書類を確定申告書等に添付し、又はその提出の際に提示しなければならないこととされています（所法57の2④、所令167の5）。

2 改正の内容等

令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、「新しい資本主義」の第一の柱として「人への投資」に係る施策の強化が求められていることを踏まえ、個人の学び・学び直しを促進することを目的として、令和5年度税制改正において次の改正が行われました。

(注) この「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」については、下記の(参考1)をご参照ください。

(1) キャリアコンサルタントによる証明制度

特定支出控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付することとされている上記1(4)の特定支出に該当する旨の証明書については、改正前は給与等の支払者が証明をし、その証明書を発行することとされていましたが、今回の改正により、次に掲げる支出については、キャリアコンサルタントが証明をし、その発行された証明書を確定申告書等に添付することで、特定支出控除の適用を受けることができることとされました（所法57の2②四・五、所規36の5①②）。

① 上記1(2)④の研修費（雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練に係る部分に限ります。）

② 上記1(2)⑤の資格取得費（雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練に係る部分に限ります。）

(注1) 上記の「キャリアコンサルタント」とは、

キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする者をいいます（職業能力開発促進法30の3）。

(注2) 上記の「教育訓練」とは、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練給付指定講座をいい（雇用保険法60の2①）、その者が教育訓練給付を受給していない場合であっても、その教育訓練給付指定講座の受講料を支出しているときは、その受講料は特定支出に該当することとなります。

また、教育訓練給付指定講座の受講料のほか、受講に必要な教材費、資格試験の受験料、受講に必要な交通費等が特定支出に該当します。

(注3) 関係法令については、下記の(参考2)及び(参考3)をご参照ください。

なお、特定支出控除の適用を受けようとする者から特定支出に該当する旨の証明の申出を受けたキャリアコンサルタントは、その者が作成したジョブ・カードと証明の依頼書に記載されたその者の職務との関連性等を基に、対面又はオンラインでキャリアコンサルティングを行い、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものであることの証明をすることとなりますが、その者の住居から離れたキャリアコンサルタントが証明をすることも考えられることから、上記の申出と証明は書面以外の方法によることが認められています（所規36の5①②）。

また、改正前の給与等の支払者による証明においては、「その支出につき給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合には、その補填される部分の金額」を含めて証明事項とされていましたが、キャリアコンサルタントによる証明では、その補填される部分の金額の証明は不要とされています（所規36の5①②）。

(2) 給与等の支払者による証明方法等の改正

上記(1)のキャリアコンサルタントによる証明に合わせて、特定支出に該当する旨の証明の申出とその証明について、書面以外の方法によることが認められました（所規36の5①）。

(参考1) 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」について（令和4年10月28日閣議決定）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

Ⅲ 「新しい資本主義」の加速

1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革

(1) 人への投資の強化と労働移動の円滑化

デジタル分野等の新たなスキルの獲得と成長分野への円滑な労働移動を同時に進める観点から、3年間に4,000億円規模で実施している「人への投資」の施策パッケージを5年間で1兆円へ拡充する。具体的には、「企業間・産業間の労働移動の円滑化」に重点を置いて、訓練後に非正規雇用を正規雇用に転換する企業や、賃上げを伴う転職・労働移動の実現に向け、より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援の拡充を行う。また、在職者のキャリアアップのための転職支援として、民間専門家に相談して、リスクリング・転職までを一気通貫で支援する制度を新設する。さらに、地域金融機関等による地域企業への人材マッチング等に取り組むほか、副業を受け入れる企業への支援を新設する。

あわせて、働く人が自らの意思でリスクリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引上げなど、労働者のリスクリングへの支援を強化する。

また、デジタル推進人材育成については、2026年度末までに230万人育成することを目指して強化するほか、若手研究者・留学生等への支援を拡充する。

さらに、リスクリングへの支援策の整備

や年功賃金から日本に合った形での職務給への移行など、企業間・産業間での労働移動円滑化に向けた指針を来年6月までに取りまとめ、その実行のために必要な政策を具体化するとともに、継続的な賃上げの促進に加え、人材の育成・活性化を通じた賃上げの促進、賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援及び雇用のセーフティネットの再整備にも一体的、継続的に取り組むことで、変化に柔軟な対応力を持ち、個人の多様な選択を支える労働市場を整備する。

(参考2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)

(業務)

第30条の3 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。

(参考3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
(教育訓練給付金)

第60条の2 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「教育訓練給付対象者」という。)が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及

び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合(当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により厚生労働省令で定める証明がされた場合に限る。)において、支給要件期間が3年以上であるときに、支給する。

一・二 省 略

2～5 省 略

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、令和5年分以後の所得税について適用し、令和4年分以前の所得税については従前どおりとされています(改正法附則2)。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和5年4月1日以後にされる申出に基づき証明が行われる場合について適用し、同日前にされた書面による申出に基づき書面による証明が行われた場合については従前どおりとされています(改正所規附則3)。

四 貸倒引当金制度の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権(債券に表示されるべきものを除きます。以下同じです。)でその事業の遂行上生じたもの(以下「貸金等」といいます。)のうち、次の事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの(その貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含みます。以下「個別評価貸金等」といいます。)

の損失の見込額として、各年(事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除きます。以下同じです。)において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち、その年12月31日(その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下同じです。)においてその個別評価貸金等の取立て等の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として一定の計算をした金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています(所法52①、旧所令144、旧所規35、所規35の2)。

- ① その居住者がその年12月31日において有する貸金等につき、その貸金等に係る債務者について生じた次の事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されること。
- イ 更生計画認可の決定
 - ロ 再生計画認可の決定
 - ハ 特別清算に係る協定の認可の決定
 - ニ 上記イからハまでの事由に準ずる一定の事由
- ② その居住者がその年12月31日において有する貸金等に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたこと等の事由により、その貸金等の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められること（その貸金等につき上記①の事実が生じている場合を除きます。）。
- ③ その居住者がその年12月31日において有する貸金等に係る債務者につき次の事由が生じていること（その貸金等につき、上記①の掲げる事実が生じている場合及び上記②の事実が生じていることにより上記①の適用を受けた場合を除きます。）。
- イ 更生手続開始の申立て
 - ロ 再生手続開始の申立て
 - ハ 破産手続開始の申立て
 - ニ 特別清算開始の申立て
 - ホ 上記イからニまでの事由に準ずる一定の事由
- ④ その居住者がその年12月31日において有する貸金等に係る債務者である外国の政府、中央銀行又は地方公共団体の長期にわたる債務の履行遅滞によりその貸金等の経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められること。
- (2) 青色申告書を提出する居住者で事業所得を生

ずべき事業を営むものが、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権でその事業の遂行上生じたもの（個別評価貸金等を除きます。以下「一括評価貸金」といいます。）の貸倒れによる損失の見込額として、各年において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち、その年12月31日における一括評価貸金の額を基礎として一定の計算をした金額に達するまでの金額は、その者のその年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（所法52②、所令145、146）。

2 改正の内容

上記1(1)の個別評価貸金等に係る貸倒引当金制度について、貸倒引当金の繰入事由のうち、その貸金等に係る債務者について生じた更生計画認可の決定・再生計画認可の決定等の事由に基づきその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されること（所令144①一）に、その貸金等に係る債務者について法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じたことによりその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることが追加されました（所令144①一二）。

(注) これまで、上記の「法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じたこと」は、更生計画認可の決定、再生計画認可の決定又は特別清算に係る協定の認可の決定に準ずる一定の事由（旧所令144①一二、旧所規35）として法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で一定のものに該当するものと取り扱われており、この取扱いが法令上明確化されたものです。

3 適用関係

上記2の改正は、令和5年4月1日から施行されています（改正所令附則1）。

五 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予

① 制度の概要

国外転出をする居住者でその国外転出の時に有している有価証券等又は契約を締結している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引（以下(1)において「対象資産」といいます。）について国外転出時課税制度（所法60の2）の適用を受けた者（その相続人を含みます。）がその国外転出の日の属する年分の所得税で確定申告により納付すべきものの額のうち、その対象資産（その年分の所得税に係る確定申告期限まで引き続き有し、又は決済をしていないものに限ります。）に係る納税猶予分の所得税額に相当する所得税については、その居住者が、その国外転出の時までに国税通則法の規定による納税管理人の届出をし、かつ、その年分の所得税に係る確定申告期限までにその納税猶予分の所得税額に相当する担保を供した場合に限り、満了基準日の翌日以後4月を経過する日まで、その納税の猶予を受けることができます（旧所法137の2①）。

(注1) 上記の「満了基準日」とは、その国外転出の日から5年を経過する日又は帰国等の場合（その国外転出をした個人が帰国をした場合等）に該当することとなった日のいずれか早い日を行います（旧所法137の2④、旧所令266の2④）。

(注2) 納税の猶予を受けている個人が、国外転出の日から5年を経過する日（同日前に帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに、納税の猶予に係る期限

の延長を受けたい旨その他所定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、上記（注1）の「国外転出の日から5年を経過する日」を「国外転出の日から10年を経過する日」とすることができます（所法137の2②、旧所規52の2①）。

(注3) 上記の「納税猶予分の所得税額に相当する所得税」に係る復興特別所得税についても、上記と同様に、その国外転出の日から満了基準日の翌日以後4月を経過する日まで、その納税の猶予を受けることができます（旧復興財確法18⑦⑧）。

② 担保の提供に関する手続等

上記①の担保は、次のとおり国税通則法の規定に基づき提供される必要があります。

イ 担保の種類

国税通則法においては、社債その他の有価証券を担保として提供する場合には、税務署長等が确实と認めるものを担保として提供することができることとされています（通法50二）。

(注) 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分は、国税通則法上、担保提供可能な財産として予定されていません。

ロ 担保の提供に関する手続

有価証券のうち振替株式等以外のものを担保として提供しようとする者は、これを供託して、その供託書の正本、担保を提供する旨の書類その他の書類をその提供先の税務署長等に提出しなければならないこととされています（通令16①、通規11②）。そのため、株券を発行していない会社の株式を担保として提供するためには、その株券を発行する必要があります。

ハ 担保の解除に関する手続

税務署長等は、担保の提供があった場合において、担保の提供されている国税が完納されたことその他の理由によりその担保を引き続いて提供させる必要がないこととなったときは、その担保を解除しなければならないこととされています（通令17①）。この場合において、税務署長等は、上記口により提出された供託書の正本の返還をしなければならないこととされています（通令17③一）。

(2) 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予

① 贈与があった場合の納税の猶予の概要

贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により非居住者に移転した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約（以下(2)において「対象資産」といいます。）について贈与等時課税制度（所法60の3）の適用を受けた者（その相続人を含みます。）がその贈与の日の属する年分の所得税で確定申告により納付すべきものの額のうち、その対象資産（その年分の所得税に係る確定申告期限まで引き続き有し、又は決済をしていないものに限ります。）に係る贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税については、その適用を受けた者が、その年分の所得税に係る確定申告期限までにその贈与納税猶予分の所得税額に相当する担保を供した場合に限り、その贈与の日から贈与満了基準日の翌日以後4月を経過する日まで、その納税の猶予を受けることができます（旧所法137の3①）。

(注1) 上記の「贈与満了基準日」とは、その贈与の日から5年を経過する日又は受贈者帰国等の場合（その非居住者である受贈者が、その贈与の日から一定の期日までに帰国をした場合等）に該当することとなった日のいずれか早い日をいいます

（旧所法137の3①、旧所令266の3①）。

(注2) 納税の猶予を受けている者が、贈与の日から5年を経過する日（同日前に受贈者帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに、納税の猶予に係る期限の延長を受けたい旨その他所定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、上記（注1）の「贈与の日から5年を経過する日」を「贈与の日から10年を経過する日」とすることができます（所法137の3③、旧所規52の3①）。

(注3) 上記の「贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税」に係る復興特別所得税についても、上記と同様に、その贈与の日から贈与満了基準日の翌日以後4月を経過する日まで、その納税の猶予を受けることができます（旧復興財確法18⑨⑩）。

② 相続又は遺贈があった場合の納税の猶予の概要

相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により非居住者に移転した対象資産につき贈与等時課税制度（所法60の3）の適用を受けた者の全ての相続人がその相続の開始の日の属する年分の所得税で死亡の場合の準確定申告により納付すべきものの額のうち、その対象資産（その年分の所得税に係る確定申告期限（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例（所法151の5）により期限後申告書を提出する場合には、その期限後申告書の提出期限。以下同じです。）まで引き続き有し、又は決済をしていないものに限ります。）に係る相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税については、その相続人が、次に掲げる期限までにそれぞれ次に定める相続等納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、その年分の所得税に係る確定申告期限までにその相続又は遺贈によりその対象資産を取得した

非居住者の全てが納税管理人の届出をした場合に限り、その相続の開始の日から相続等満了基準日の翌日以後4月を経過する日まで、その納税の猶予を受けることができます（所法137の3②、旧所令266の3②～⑤）。

イ その年分の所得税に係る確定申告期限……相続等納税猶予分の所得税額（下記ロに定める相続等納税猶予分の所得税額を除きます。）

ロ その年分の所得税に係る遺産分割等があった場合の修正申告の特例（所法151の6）による修正申告書の提出期限……その修正申告書の提出により増加した相続等納税猶予分の所得税額

（注1） 上記の「相続等満了基準日」とは、その相続の開始の日から5年を経過する日又は相続人帰国等の場合（同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての非居住者が、その相続の開始の日から一定の期日までに帰国をした場合等）に該当することとなった日のいずれか早い日をいいます（所法137の3②、旧所令266の3⑥）。

（注2） 次に掲げる者がそれぞれ次に定める日又は期限までに、納税の猶予に係る期限の延長を受けたい旨その他所定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、上記（注1）の「相続の開始の日から5年を経過する日」を「相続の開始の日から10年を経過する日」とすることができます（所法137の3③、旧所規52の3①）。

(イ) 上記の納税の猶予を受けている者……相続の開始の日から5年を経過する日（同日前に相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）

(ロ) 遺産分割等があった場合の期限後

申告等の特例（所法151の5）による期限後申告書の提出期限が相続の開始の日から5年を経過する日後である者……その提出期限

（注3） 上記の「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税」に係る復興特別所得税についても、上記と同様に、その相続の開始の日から相続等満了基準日の翌日以後4月を経過する日まで、その納税の猶予を受けることができます（復興財確法18⑩⑪）。

③ 担保の提供に関する手続等

上記①及び②の担保提供の手続等については、上記(1)②と同様に行う必要があります。

2 改正の内容

ビジネス等の理由で一時的に国外転出し、一定期間後に帰国を予定している者等が国外転出時課税制度の適用を受ける場合には、税務署長に担保を提供した上で、納税猶予制度の適用を受けることができます。しかしながら、スタートアップが海外進出するため、その関係者が国外転出し、国外転出時課税制度の適用を受ける場合等においては、その会社の非上場株式を担保として提供しようとする、その手続上、株券の発行が求められることとなり、定款変更による株券不発行会社から株券発行会社への変更等の手続が必要となるという点が指摘されていました。

（注） この点、「新しい資本主義のフォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」においては、「スタートアップの海外展開を支援するため、創業者等の株主が一時的に出国し海外で立上げ準備を行う場合の税制措置の利便性向上について検討する。」とされています。

このような状況等を踏まえ、非上場株式について担保提供の際の株券の発行を不要とするなどのため、上記1(1)及び(2)の納税猶予制度が次のとおり改正されました。

(1) 担保の提供に関する手続等の改正

① 担保の提供に関する手続の改正

上記1(1)又は(2)の納税猶予制度の適用を受けようとする者が担保を供する場合の手続については、現行の国税通則法施行令第16条に定める手続によるほか、非上場株式等（非上場の株式又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員の持分で一定の要件を満たすものをいいます。）を担保として供する場合には、その者がその非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の一定の書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとされました（所令266の2①、266の3①⑤）。この方法により、担保の提供に当たり非上場の株式の株券の発行が不要とされるとともに、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分についても担保の提供ができることとなります。なお、これらの担保の提供に関しては、下記(2)もご参照ください。

具体的には、その納税の猶予を受けようとする者が非上場株式等を担保として供する場合には、その者は、非上場株式等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類を納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります（所規52の2①、52の3①）。

イ 非上場の株式……次に掲げる書類

(イ) その納税の猶予を受けようとする者が非上場株式等である株式に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（その者が自署したものに限り、とし、下記(ロ) i に掲げる書類（印鑑証明書）を提出する場合には自己の印を押しているものに限ります。）

(ロ) 次に掲げるいずれかの書類

- i その者の印に係る印鑑証明書
- ii その者の自署に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含みます。以下同じです。）が証する書類

(注) 上記 ii に掲げる書類は、いわゆる

署名証明に係る証明書を指します。

(ハ) その非上場株式等に係る株式会社が交付した「株主名簿の記載事項を記載した書面（会社法第149条第1項の書面）」（その株式会社の代表権を有する者が自署し、自己の印を押しているものに限り、及びその株式会社の代表権を有する者の印に係る印鑑証明書

ロ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分……次に掲げる書類

(イ) その納税の猶予を受けようとする者が非上場株式等であるその社員の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（その者が自署したものに限り、とし、下記(ロ) i に掲げる書類（印鑑証明書）を提出する場合には自己の印を押しているものに限ります。）

(ロ) 次に掲げるいずれかの書類

- i その者の印に係る印鑑証明書
- ii その者の自署に係る領事官が証する書類

(ハ) その合名会社、合資会社又は合同会社が上記(イ)の質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの

- i その質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
- ii その質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの（その合名会社、合資会社又は合同会社の印を押しているものに限り、及びその合名会社、合資会社又は合同会社の印に係る印鑑証明書

iii その質権の設定について承諾した旨が記載された書類（その合名会社、合資会社又は合同会社の印を押しているものに限り、及びその合資会社又は合同会社の印を押しているものにより内容証明を受けたもの及びその合

名会社、合資会社又は合同会社の印に係る印鑑証明書

② 担保の解除に関する手続の改正

税務署長は、上記①の手続により非上場株式等が担保として供されている場合において、その担保を解除したときは、その担保に係る非上場株式等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類をその非上場株式等を担保として供した者に返還しなければならないこととされました（所令266の2②、266の3②⑤、所規52の2②、52の3②）。

イ 非上場の株式……上記①イ(イ)及び(ハ)に掲げる書類

ロ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分……上記①ロ(イ)及び(ハ)に掲げる書類

(注1) 非上場株式等に該当しない有価証券を担保として供する場合の手続については、従前どおりの手続となり、変更ありません。

(注2) 復興特別所得税に係る納税猶予制度についても、上記①及び②と同様の改正が行われています（復興所令6③⑤）。

(2) 非上場株式等の意義等

上記(1)の「非上場株式等」とは、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすものをいいます（所法137の2①二、所規52の2⑦～⑨）。

① 株式……次に掲げる要件

イ その株式が金融商品取引所及び金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものに上場がされていないこと。

ロ その株式が店頭売買有価証券登録原簿及び店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられるものに登録がされていないこと。

ハ その株式に係る株式会社が会社法の株券発行会社以外の株式会社であること。

(注) 上記の「株券発行会社」とは、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部種類の株式）に係る株券を発行する旨

の定款の定めがある株式会社をいいます（会社法117⑦）。

ニ その株式について、質権の設定がされていないこと、差押えがされていないことその他のその株式について担保の設定又は処分の制限（民事執行法その他の法令の規定による処分の制限をいいます。以下同じです。）がされていないこと及び譲渡についての制限が解除されていること。

② 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分……次に掲げる要件

イ その社員の持分が金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものに上場されていないこと。

ロ その社員の持分が店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられるものに登録がされていないこと。

ハ その社員の持分について、質権の設定がされていないこと、差押えがされていないことその他のその社員の持分について担保の設定又は処分の制限がされていないこと及び譲渡についての制限が解除されていること。

また、上記1(1)②イのとおり、国税通則法においては社債その他の有価証券を担保として提供する場合には、税務署長等が確実に認めるものを担保として提供することができることとされていますが、上記1(1)又は(2)の納税猶予制度の適用を受けようとする者が非上場株式等を担保として提供する場合には、その非上場株式等を担保として提供することができることとされました（所法137の2①二、137の3⑬二、所規52の2⑨、52の3⑦）。

(注) 復興特別所得税に係る納税猶予制度についても、上記と同様の改正が行われています（復興財確法18⑦⑨⑩）。

(3) 関連するその他の措置

一般に非上場株式等は市場が限定的で換価が困難である場合があるため、上記(1)及び(2)の改

正に伴い、担保として提供された非上場株式等を換価に付しても買受人がない場合には、担保として提供された財産の処分代金を国税及び処分費に充ててなお不足があると認められないときであっても、税務署長は、納税の猶予を受けた者の他の財産について滞納処分を執行できることとされるとともに、その買受人がないときにおけるその者の他の財産は、国税徴収法の超過差押の禁止の規定の適用はないこととされ

ました（所法137の2⑪三、137の3⑬三）。

（注）復興特別所得税に係る納税猶予制度についても、上記と同様の改正が行われています（復興財確法18⑦⑨⑩）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が令和5年4月1日以後に担保を供する場合について適用されます（改正法附則4、改正所令附則5）。

六 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲の改正

1 改正前の制度の概要

居住者が、①国若しくは地方公共団体に対する寄附金、②公益社団法人等に対する寄附金で財務大臣が指定した寄附金（いわゆる指定寄附金）又は③公法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定の法人で次に掲げるもの（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除きます。）を支出した場合には、その支出した寄附金は特定寄附金として寄附金控除の対象とされ、その年中に支出したその寄附金の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除することとされています（所法78①②、旧所令217）。

（注）上記の「寄附金の合計額」はその年分の総所得金額等（総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除後の長期譲渡所得の金額、特別控除後の短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の

金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。）の40%相当額が限度とされます。

- (1) 独立行政法人
- (2) 地方独立行政法人で一定の業務を主たる目的とするもの
- (3) 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 学校法人等で学校等の設置を主たる目的とするもの
- (6) 社会福祉法人
- (7) 更生保護法人

2 改正の内容

特定公益増進法人の範囲に、福島国際研究教育機構が追加されました（所令217二）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が令和5年4月1日以後に支出する特定寄附金について適用し、個人が同日前に支出した特定寄附金については従前どおりとされています（改正所令附則4）。

七 個人事業者が提出する各種届出書の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 開業等の届出

居住者又は非居住者は、国内において新たに事業（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業をいいます。以下同じです。）を開始し、又はその事業に係る事務所等（以下「事務所等」といいます。）の開設、移転若しくは廃止をした場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を、その事実があった日から1月以内に、納税地の所轄税務署長（事務所等を移転する場合で、その移転前の事務所等の所在地とその移転前の納税地とが同一であり、かつ、その移転後の事務所等の所在地とその移転後の納税地が同一であるときは、その移転前の納税地の所轄税務署長）に提出しなければならないこととされています（旧所法229、旧所規98）。

- ① その届出書を提出する者の氏名、住所及び個人番号並びに住所地と納税地とが異なる場合には、その納税地
- ② 国内において新たに事業を開始し、又はその事業に係る事務所等の開設、移転、若しくは廃止をした旨及びその開始し、又はその事務所等の開設、移転若しくは廃止をした年月日
- ③ 国内において新たに事業を開始した場合にはその事業の概要
- ④ その事務所等の所在地（事務所等を移転した場合には、その移転前の事務所等の所在地及びその移転後の事務所等の所在地）
- ⑤ その他参考となるべき事項

(2) 給与等の支払をする事務所の開設等の届出

国内において給与支払事務所等（給与等の支払事務を取り扱う事務所等をいいます。以下同じです。）の開設、移転又は廃止をした者は、その事実につき上記の「(1) 開業等の届出」の

届出書を提出すべき場合を除き、次に掲げる事項を記載した届出書を、その事実があった日から1月以内に、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（給与支払事務所等を移転する場合には、その移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出しなければならないこととされています（旧所法230、旧所規99）。

- ① その届出書を提出する者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号
- ② 給与支払事務所等の開設、移転又は廃止をした旨及びその年月日
- ③ 給与支払事務所等の所在地
- ④ その届出書を提出する日の現況におけるその給与支払事務所等において給与等の支払を受ける者の職種等の別の人員数
- ⑤ その他参考となるべき事項

(3) 源泉徴収に係る所得税の納期の特例の承認の申請

居住者に対し国内において給与等又は退職手当等の支払をする者は、その支払をする者の事務所等でその支払事務を取り扱うもの（給与等の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限ります。以下(3)において同じです。）につき、その事務所等の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、1月から6月まで及び7月から12月までの各期間にその事務所等において支払った給与等及び退職手当等について徴収した所得税を、1月から6月までの期間にあってはその年の7月10日までに、7月から12月までの期間にあってはその翌年1月20日までに国に納付することができることとされています（所法216）。

（注） 上記の「徴収した所得税」は、その翌月10日までに国に納付することが原則とされています（所法183①、199等）。

この承認の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を上記の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法217①、旧所規78）。

- ① その承認を受けようとする事務所等の所在地
- ② その事務所等において給与等の支払を受ける者の数
- ③ 申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号
- ④ 承認を受けようとする事務所等に係る最近における6月間の月別の給与等の支払を受ける者の数及びその給与等の金額並びに臨時に雇用している者がある場合には、その者に係るこれらの内訳
- ⑤ 現に国税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由
- ⑥ 申請書を提出した日以前1年以内においてこの特例の取消しの通知を受けたことの有無
- ⑦ その他参考となるべき事項

(4) 青色申告の承認の申請

その年分以後の各年分の所得税につき青色申告の承認を受けようとする居住者は、その年3月15日まで（その年1月16日以後新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から2月以内）に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法144、旧所規55）。

- ① その業務に係る所得の種類
- ② 申請書を提出する者の氏名及び住所並びに住所地と納税地とが異なる場合には、その納税地
- ③ 申請書を提出した後最初に青色申告書を提出しようとする年
- ④ 青色申告書の提出の承認を取り消され、又

は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後再び申請書を提出しようとする場合には、その取消しに係る通知を受けた日又は取りやめの届出書の提出をした日

- ⑤ その年1月16日以後新たに業務を開始した場合には、その開始した年月日
- ⑥ その他参考となるべき事項

(5) 青色事業専従者給与に関する届出

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除きます。）で専らその居住者の営む事業に従事するもの（以下「青色事業専従者」といいます。）がその事業から下記の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、その給与の金額でその労務に従事した期間等に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、その青色事業専従者のその年分の給与所得に係る収入金額とすることとされています（所法57①）。

その年分以後の各年分の所得税につき上記の青色事業専従者給与の必要経費算入の適用を受けようとする居住者は、その年3月15日まで（その年1月16日以後新たに事業を開始した場合には、その事業を開始した日から2月以内）に、次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法57②、旧所規36の4）。

- ① 青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期
- ② 書類を提出する者の氏名及び住所並びに住所地と納税地とが異なる場合には、その納税地
- ③ 青色事業専従者の書類を提出する者との続

柄及び年齢

- ④ 青色事業専従者が他の業務に従事し、又は就学している場合には、その事実
- ⑤ その事業に従事する他の使用人に対して支払う給与の金額並びにその支給の方法及び形態
- ⑥ 昇給の基準その他参考となるべき事項

(6) 青色申告をやめようとする場合の届出

青色申告の承認を受けている居住者は、その年分以後の各年分の所得税につき青色申告書の提出をやめようとするときは、その年の翌年3月15日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧所法151①前段、旧所規66）。

- ① 青色申告をやめようとする年
- ② 届出書を提出する者の氏名及び住所並びに住所地と納税地とが異なる場合には、その納税地
- ③ 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日
- ④ 青色申告書の提出をやめようとする理由
- ⑤ その他参考となるべき事項

2 改正の内容等

(1) 改正の趣旨

上記1の届出書等は、例えば、個人が事業の開始の際に従業員への給与の支払、源泉所得税の納期の特例の承認申請、青色申告の承認申請及び青色事業専従者として親族への給与の支払を行う場合には上記1(1)から(5)までの届出書等をまとめて提出する必要があるように、一度に複数の届出書等を提出する場合がありますが、そのような場合でも、それぞれの届出書等を個別に作成・提出する必要があり、また、それぞれの届出書等の記載事項に住所や氏名等の重複がありました。

この現状を踏まえ、個人事業者がその事業を開始し、又は廃止した場合に行う届出書等の提

出を一括で行えるようにすることにより納税者利便を向上するため、法令上、次の改正を行うこととされました。

(2) 開業時の届出書等の様式の統合に向けた記載事項の簡素化

上記1(1)から(5)までの届出書等は、上記(1)のとおり個人事業者の開業に際してまとめて提出されることが想定されるため、国税庁において統合様式を作成し、その提出をもってこれらの届出書等の提出を一括で行えることとされる予定です。

これに伴い届出書等の記載スペースが限られることとなるため、記載内容を必要な事項に厳選する観点から、次のとおり記載事項の見直しが行われました。

- ① 上記1の「(1) 開業等の届出」の届出書にあっては、1(1)④について、事務所等の移転をした場合のその移転前の事務所等の所在地の記載が不要とされました（所規98四）。

(注) 事務所等を移転する場合で、その移転前の事務所等の所在地とその移転前の納税地とが同一であり、かつ、その移転後の事務所等の所在地とその移転後の納税地が同一であるときは、その移転前の納税地の所轄税務署長が提出先とされていましたが、上記の改正にあわせ、この届出書の提出先が確定申告書と同じ（移転後の）納税地の所轄税務署長とされています（所規98柱書）。

- ② 上記1の「(2) 給与等の支払をする事務所等の開設等の届出」の届出書にあっては、1(2)④について、職種等の別なく記載することとされました（所規99四）。
- ③ 上記1の「(3) 源泉徴収に係る所得税の納期の特例の承認の申請」の申請書にあっては、1(3)④のうち、給与等の支払を受ける者等の数について直近6月間の月別の記載が不要とされました（所規78二）。また、1(3)⑥の記載が不要とされました（旧所規78四）。
- ④ 上記1の「(4) 青色申告の承認の申請」の

申請書にあっては、1(4)④及び⑤の記載が不要とされました(旧所規55三・四)。

- ⑤ 上記1の「(5) 青色事業専従者給与に関する届出」の届出書にあっては、1(5)⑤のうち、給与の支給の方法及び形態の記載が不要とされました(所規36の4①四)。また、1(5)⑥のうち、昇給の基準の記載が不要とされました(所規36の4①五)。

(3) 廃業時の確定申告書(青色申告決算書など)への記載による届出の容認のための期限の見直し及び記載事項の簡素化

上記1の「(1) 開業等の届出」の届出書(廃業について届け出るもの)及び「(6) 青色申告をやめようとする場合の届出」の届出書は、個人事業者が廃業に際してまとめて提出することが想定されるため、国税庁において青色申告決算書又は収支内訳書に所定の欄を創設し、その欄への記載をもってそれぞれの届出書の提出に代えることで、廃業時の届出を一括して行えるようにすることとされる予定です。

このため、これらの届出書について、次のとおりその提出期限を確定申告書の提出期限に合わせる等の改正が行われました。

- ① 上記1の「(1) 開業等の届出」の届出書の提出期限が、その事実があった日の属する年分の所得税の確定申告期限とされました(所法229)。
- ② 上記1の「(6) 青色申告をやめようとする場合の届出」の届出書の提出期限が、その青色申告書の提出をやめようとする年分の所得税の確定申告期限とされました(所法151①)。また、その記載事項について、1(6)③及び④の記載が不要とされました(旧所規66二・三)。

(注1) 廃業に際しての提出が想定される届出書等としては、上記のほか、棚卸資産、有価証券及び暗号資産の評価方法並びに減価償却資産の償却方法に係る変更届出書等があります。これらについては、その提出期限がその年3月15日とされていることから、

特段の法令改正は行われませんが、上記の届出書と同様に青色申告決算書又は収支内訳書の所定の欄への記載により、廃業に際して一括して届出を行えることとされる予定です。

(注2) 上記1の「(2) 給与等の支払をする事務所の開設等の届出」の届出書(給与支払事務所等の廃止について届け出るもの)も廃業(給与支払事務所等の廃止)に際して提出する必要がありますが、源泉徴収事務は原則として毎月その徴収及び納付が行われるものであり、給与支払事務所等の開設、廃止等の事実についてはその発生後に早急に税務署に届け出る必要があることから、その提出期限を確定申告期限に合わせる改正を行っていません。なお、改正前は、給与支払事務所等の開設、廃止等の事実につき上記1の「(1) 開業等の届出」の届出書を提出すべき場合には、上記1の「(2) 給与等の支払をする事務所の開設等の届出」の届出書の提出は不要とされていましたが、上記①の改正によりこれらの届出書の提出期限が異なることとなることから、この提出不要規定は削除されました(所法230、所規99柱書)。

3 適用関係

- (1) 上記2(2)①並びに(3)①及び(注2)の改正は、令和8年1月1日以後に生ずる上記1(1)又は(2)の事業の開始等の事実について適用し、同日前に生じたこれらの事実については従前どおりとされています(改正所規附則13、改正法附則10)。
- (2) 上記2(2)②の改正は、令和9年1月1日以後に生ずる上記1(2)の事務所の開設等の事実について適用し、同日前に生じたこれらの事実については従前どおりとされています(改正所規附則14)。
- (3) 上記2(2)③の改正は、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適

用し、同日前に支払うべき給与等及び退職手当等については従前どおりとされています（改正所規附則9）。

(4) 上記2(2)④の改正は、令和9年分以後の所得税につき青色申告の承認を受けようとする場合について適用し、令和8年分以前の所得税につき青色申告の承認を受けようとする場合については従前どおりとされています（改正所規附則5）。

(5) 上記2(2)⑤の改正は、令和9年分以後の所得税について適用し、令和8年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正所規

附則2）。

(6) 上記2(3)②の改正は、令和8年分以後の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合について適用し、令和7年分以前の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合については従前どおりとされています（改正法附則5、改正所規附則6）。

(注) 上記(1)から(6)までの適用関係は、届出書等の統合のためのシステム開発や新制度を周知するための期間を考慮し、原則として令和9年以後に提出されることとなる届出書等について適用することを想定したものです。

八 給与所得者の扶養控除等申告書に関する改正

1 改正前の制度の概要

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書

① 給与所得者の扶養控除等申告書

国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が2以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」を、その給与等の支払者を經由してその給与等につき源泉徴収すべき所得税に係る納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法194①、所規73①）。

イ その給与等の支払者の氏名又は名称

ロ その居住者が、特別障害者若しくはその他の障害者又は勤労学生に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

ハ 同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その同一生計配偶者又は扶養親族に関する事項

ニ 源泉控除対象配偶者に関する事項

ホ 控除対象扶養親族に関する事項

ヘ 2以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

ト 上記ハの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は上記ニの源泉控除対象配偶者（上記ヘの場合に該当するときは、上記への源泉控除対象配偶者に限ります。）が非居住者である親族である場合にはその旨並びに上記ホの控除対象扶養親族（上記ヘの場合に該当するときは、上記への控除対象扶養親族に限ります。）が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

チ その他の事項

② 給与所得者の扶養控除等異動申告書

上記①の申告書を提出した居住者は、その年の中途においてその申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、その給与等の支払者からその異動を生じた日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、その異

動の内容その他の事項を記載した申告書（給与所得者の扶養控除等異動申告書）を、その支払者を經由して、その給与等につき源泉徴収すべき所得税に係る納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧所法194②）。

③ 扶養控除等に係る親族であることを確認することができる書類の添付等

上記①又は②の申告書に上記①トに掲げる事項の記載をした居住者はその記載がされた者（以下(1)において「国外居住親族」といいます。）がその居住者の親族に該当する旨を証するいわゆる親族関係書類（その国外居住親族が控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった年齢30歳以上70歳未満の者である場合には、親族関係書類及びいわゆる留学ビザ等書類）を各人別にその申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（旧所法194④、旧所令316の2②、所規73の2②）。

④ 年末調整の際に提出する扶養控除等申告書

上記③の居住者は、年末調整における過不足の額の計算上、国外居住親族に係る障害者控除の額又は扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、その国外居住親族がその居住者と生計を一にする事実他所定の事項を記載した申告書を、その支払者を經由して、その給与等につき源泉徴収すべき所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧所法194⑤）。

この申告書を提出する居住者は、送金関係書類（その国外居住親族が年に38万円以上の送金を受けている者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その国外居住親族が年に38万円以上の送金を受けている者に該当することを明らかにする書類（38万円送金書類）

を提出し、又は提示しなければならないこととされています（旧所法194⑥、旧所令316の2③、旧所規73の2③④）。

（注1） 上記の「送金関係書類」とは、次に掲げるいずれかの書類であって、その居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）とされています。

イ 金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

ロ いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、その国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品の購入や役務提供を受けたことに対する支払をしたことにより、その代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

（注2） 上記の「38万円送金書類」とは、上記（注1）の「送金関係書類」のうち、その居住者からその国外居住親族各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにするものとされています。

（2） 従たる給与についての扶養控除等申告書

① 従たる給与についての扶養控除等申告書

2以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける居住者が、配偶者（特別）控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除及び基礎控除に相当する控除の合計額を主たる給与等の支払者から受ける給与等からでは控除しきれない場合には、次に掲げる事項を記載した「従たる給与につ

いての扶養控除等申告書」を、その従たる給与等の支払者を経由してその従たる給与等につき源泉徴収すべき所得税に係る納税地の所轄税務署長に提出することができることとされています（所法195④、所令317、所規74①）。

イ その従たる給与等の支払者の氏名又は名称

ロ 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に関する事項

ハ 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、その従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

ニ 上記ハの源泉控除対象配偶者が非居住者である親族である場合にはその旨並びに上記ハの控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実

ホ その他の事項

② 従たる給与についての扶養控除等異動申告書

上記①の申告書を提出した居住者は、その年の中途においてその申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、その給与等の支払者からその異動を生じた日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、その異動の内容その他の事項を記載した申告書（従たる給与についての扶養控除等異動申告書）を、その支払者を経由して、その給与等につき源泉徴収すべき所得税に係る納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧所法195②）。

③ 扶養控除等に係る親族であることを確認することができる書類の添付等

上記①又は②の申告書に上記①ニに掲げる事項の記載をした居住者はその記載がされた者（以下「国外居住親族」といいます。）がその居住者の親族に該当する旨を証するいわゆる親族関係書類（その国外居住親族が控除

対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった年齢30歳以上70歳未満の者である場合には、親族関係書類及びいわゆる留学ビザ等書類）を各人別にその申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（旧所法195④、旧所令318の2、所規74の2において準用する旧所規73の2②）。

2 改正の内容

(1) 簡易な給与所得者の扶養控除等申告書等の創設

源泉徴収手続の簡素化を図り納税者利便を向上させる観点から、上記1(1)の給与所得者の扶養控除等申告書及び上記1(2)の従たる給与についての扶養控除等申告書について、次のとおり、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。

① 簡易な給与所得者の扶養控除等申告書

上記1(1)①の毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出すべき給与所得者の扶養控除等申告書（以下①において「年初申告書」といいます。）を給与等の支払者を経由して提出する場合において、その申告書に記載すべき事項がその年の前年においてその支払者を経由して提出した年初申告書（その者がその年の前年の中途において上記1(1)②の給与所得者の扶養控除等異動申告書とその支払者を経由して提出した場合には、その年の前年の最後に提出した給与所得者の扶養控除等異動申告書。以下①において「前年申告書」といいます。）に記載した事項と異動がないときは、居住者は、上記1(1)①イからチまでの記載すべき事項に代えて「異動がない旨」を記載した簡易な給与所得者の扶養控除等申告書により年初申告書を提出することができることとされました（所法194②）。

この簡易な給与所得者の扶養控除等申告書

を提出した場合には、前年申告書に記載された事項がその簡易な給与所得者の扶養控除等申告書に記載されているものとして、源泉徴収及び年末調整を行うこととなります。

② 簡易な従たる給与についての扶養控除等申告書

上記1(2)①の毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出すべき従たる給与についての扶養控除等申告書（以下②において「年初申告書」といいます。）を給与等の支払者を経由して提出する場合において、その申告書に記載すべき事項がその年の前年においてその支払者を経由して提出した年初申告書（その者がその年の前年の中途において上記1(2)②の従たる給与についての扶養控除等異動申告書を経由して提出した場合には、その年の前年の最後に提出した給与所得者の扶養控除等異動申告書。以下②において「前年申告書」といいます。）に記載した事項と異動がないときは、居住者は、上記1(2)①イからホまでの記載すべき事項に代えて「異動がない旨」を記載した簡易な従たる給与についての扶養控除等申告書により年初申告書を提出することができることとされました（所法195②）。

この簡易な従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した場合には、前年申告書に記載された事項がその簡易な従たる給与についての扶養控除等申告書に記載されているものとして、源泉徴収を行うこととなります。

(注1) 上記①及び②の申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）についても、上記1(1)及び(2)の申告書同様に、給与等の支払者において7年間保存する必要があります（所規76の3）。

原則的に、給与等の支払者は、上記①及び②の前年申告書の内容をこの保存し

ている申告書により確認することができませんが、連年簡易な申告書が提出されたような場合には、最後に提出された簡易な申告書以外の申告書の内容が分かるようにしておくなどの対応が必要となると考えます。

(注2) 上記（注1）の簡易な申告書の具体的な記載方法等については、今後国税庁において定められる予定です。

(注3) 給与所得者ご自身の氏名、住所又は居所及び個人番号については、上記（注1）の簡易な申告書についても記載する必要があります（通法124）。

(2) 送金関係書類の範囲の拡充

上記1(1)④の送金関係書類に、「電子決済手段等取引業者の電子決済手段の移転によって居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類で一定のもの」が追加されました（所規73の2③）。

(注) 詳しくは、後述「十三 資金決済に関する法律の改正に伴う所得税法等の整備」の3(3)③口をご参照ください。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書及び従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した給与所得者の扶養控除等申告書及び従たる給与についての扶養控除等申告書については従前どおりとされています（改正法附則6）。

(2) 上記2(2)の改正は、令和6年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用することとされています（改正所規附則7）。

九 給与所得者の保険料控除申告書に関する改正

1 改正前の制度の概要

(1) 国内において給与等の支払を受ける居住者は、年末調整の際に、給与等から控除されない社会保険料若しくは小規模企業共済等掛金又は新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料若しくは地震保険料に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（2以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、一定の事項を記載した「給与所得者の保険料控除申告書」を、その給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬこととされています（所法196①）。

(2) 上記(1)の「一定の事項」とは、具体的には、次に掲げる事項とされています（所法196①各号、旧所規75①各号）。

- ① 給与等の支払者の氏名又は名称
- ② 給与等から控除されない社会保険料でその年中に支払ったものの金額及び給与等から控除されない小規模企業共済等掛金でその年中に支払ったものの額
- ③ その年中に支払った新生命保険料の金額及び旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに地震保険料の金額につき控除されるべき金額
- ④ 申告書を提出する者（以下「申告者」といいます。）の氏名及び住所
- ⑤ 社会保険料については、次に掲げる事項
イ その年中に支払った社会保険料の種類別の金額（給与等から控除されるものを除きます。）及びその支払の相手方の名称
ロ 社会保険料のうち自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべきものが

ある場合には、これらの者の氏名及び申告者との続柄並びにこれらの者の負担すべき社会保険料の種類別の金額及びその支払の相手方の名称

- ⑥ 小規模企業共済等掛金については、その年中に支払った小規模企業共済等掛金の種類別の額（給与等から控除されるものを除きます。）
- ⑦ 新生命保険料については、次に掲げる事項
イ 保険契約者又は共済契約者の氏名
ロ 保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の氏名及び申告者との続柄
ハ 保険、年金又は共済の種類
ニ 保険金の額、年金額又は共済金の額
ホ 保険期間又は共済期間
ヘ その年中に支払った新生命保険料の金額及びその支払の相手方の名称
- ⑧ 旧生命保険料については、次に掲げる事項
イ 上記⑦イからホまでに掲げる事項
ロ その年中に支払った旧生命保険料の金額及びその支払の相手方の名称
- ⑨ 介護医療保険料については、次に掲げる事項
イ 保険契約者又は共済契約者の氏名
ロ 保険金、年金又は共済金の受取人の氏名及び申告者との続柄
ハ 保険、年金又は共済の種類
ニ 保険金の額、年金額又は共済金の額
ホ 保険期間又は共済期間
ヘ その年中に支払った介護医療保険料の金額及びその支払の相手方の名称
- ⑩ 新個人年金保険料については、次に掲げる事項
イ 保険契約者又は共済契約者の氏名
ロ 年金の受取人の氏名及び申告者との続柄
ハ 年金の種類並びにその年金の支払開始日

及び支払期間

ニ その年中に支払った新個人年金保険料の金額及びその支払の相手方の名称

⑪ 旧個人年金保険料については、次に掲げる事項

イ 上記⑩イからハマまでに掲げる事項

ロ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額及びその支払の相手方の名称

⑫ 地震保険料については、次に掲げる事項

イ 保険契約者又は共済契約者の氏名

ロ 保険又は共済の種類及びその目的

ハ 地震保険料に係る保険金の額又は共済金の額

ニ 保険期間又は共済期間

ホ その年中に支払った地震保険料の金額及びその支払の相手方の名称

(注) 社会保険料控除及び生命保険料控除は、申告者が負担した自己に係る保険料等のほか、申告者が負担した一定の親族に係る保険料等についても控除できることとされています(所法74、76⑤～⑨)。このため、年末調整においてこれらの親族についてこれらの控除に相当する控除の適用を受ける場合には、上記⑤ロ、⑦ロ、⑧イ、⑨ロ、⑩ロ及び⑪イのとおり、申告者とこれらの親族との続柄を給与所得者の保険料控除申告書に記載することとされています。

(3) また、申告者は、次に掲げる事項を証する書類又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によって出力することにより作成した書面(以下「電磁的記録印刷書面」といいます。)をその給与所得者の保険料控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています(所法196②、所令319、所規76)。

① 社会保険料(国民年金保険料に限ります。)の金額を記載する場合にあっては、その社会保険料の金額

② 小規模企業共済等掛金の額を記載する場合にあっては、その小規模企業共済等掛金の額

③ 新生命保険料の金額を記載する場合にあっては、その新生命保険料の金額等

④ 旧生命保険料の金額を記載する場合にあっては、その旧生命保険料の金額に係る旧生命保険契約等のうちにその契約に基づき支払った旧生命保険料の金額等

⑤ 介護医療保険料の金額を記載する場合にあっては、介護医療保険料の金額等

⑥ 新個人年金保険料の金額を記載する場合にあっては、新個人年金保険料の金額等

⑦ 旧個人年金保険料の金額を記載する場合にあっては、旧個人年金保険料の金額等

⑧ 地震保険料の金額を記載する場合にあっては、地震保険料の金額等

(注) 上記の用語の意義は、次のとおりです(所令262①②、所規47の2④)。

イ 「電子証明書等」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。)でその記録された情報について電子署名が行われているもの及びその電子署名に係る電子証明書をいいます。

ロ 「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいいます。

ハ 「電子証明書」とは、電子署名を行った個人を確認するために用いられる事項がその個人に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であって、商業登記法第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含みます。)の規定に基づき登記官が作成したものや民間認証局が発行する電子証明書などをいいます。

2 改正の内容等

(1) 改正の背景

上記1(3)①及び③から⑦までの事項を証する書類としては、日本年金機構や各保険会社等が申告者に交付する、いわゆる「保険料控除証明書」がこれに相当しますが、この保険料控除証明書は、申告者とその親族との「続柄」は記載事項とされていません。

給与等の支払者における年末調整手続においては、インターネット等を通じて交付された保険料控除証明書の記載事項を、各給与等の支払者が利用する年末調整のためのシステム（民間の各ベンダーが開発するものや、国税庁が提供している「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」をいいます。）に取り込んだ場合には、給与所得者の保険料控除申告書に自動的に転記することが可能とされていますが、「申告者との続柄」については、補完入力が必要となり、手続が煩雑となっている面がありました。

(2) 改正の内容

年末調整の電子化を推進する観点から、給与所得者の保険料控除申告書について、上記1(2)

⑤ロ、⑦ロ、⑨ロ及び⑩ロに掲げる「申告者との続柄」の記載が不要とされました（所規75①二ロ・四ロ・六ロ・七ロ）。これに伴い、上記1(2)⑧イ及び⑩イに掲げる事項についても「申告者との続柄」の記載が不要とされています（所規75①五イ・八イ）。

(注) 社会保険料控除又は生命保険料控除の適用対象となる上記1(2)(注)の「一定の親族」の範囲については変更ありません。

具体的には、社会保険料控除にあっては申告者と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべきものが、生命保険料控除にあっては、その保険金等の受取人を申告者の配偶者その他の親族（個人年金保険契約等に基づく年金にあっては、申告者の配偶者）とするものが適用対象とされています。

3 適用関係

上記2(2)の改正は、令和6年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した給与所得者の保険料控除申告書については従前どおりとされています（改正所規附則8）。

十 給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書の電子交付の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 給与所得の源泉徴収票の電子交付の特例

① 制度の概要

給与等の支払をする者（以下「給与支払者」といいます。）は、給与等の支払を受ける者（以下「給与所得者」といいます。）への書面による給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、その給与所得者の承諾を得て、源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること（電子交付すること）ができることとされています（所法226④）。

ただし、給与所得者の請求があるときは、書面により給与所得の源泉徴収票を交付しなければならないこととされています（所法226④ただし書）。

なお、源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供した場合には、給与支払者は、給与所得の源泉徴収票を交付したものとみなされます（所法226⑤）。

② 給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等

給与支払者は、給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供しよう

とするときは、あらかじめ、その給与所得者に対し、所定の事項を示し、その提供に関し書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととされています（所令353①、旧所規95の2）。

(2) 給与支払明細書の電子交付の特例

① 制度の概要

給与支払者は、給与所得者への書面による給与等の支払明細書（以下「給与支払明細書」といいます。）の交付に代えて、その給与所得者の承諾を得て、給与支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること（電子交付すること）ができることとされています（所法231②）。

ただし、給与所得者の請求があるときは、書面により給与支払明細書を交付しなければならないこととされています（所法231②ただし書）。

なお、給与支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供した場合には、給与支払者は、給与支払明細書を交付したものとみなされます（所法231③）。

② 給与支払明細書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等

給与支払者は、給与支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、その給与所得者に対し、所定の事項を示し、その提供に関し書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととされています（所令356①、所規100④

において準用する旧所規95の2）。

2 改正の内容

上記1(1)②及び(2)②の承諾手続に際して、意思表示のない給与所得者の意向確認に時間を要してしまうため、電子交付制度への移行が進まないという指摘がされていたことを踏まえ、給与支払者が給与所得者から上記1(1)②又は(2)②の承諾を得ようとする場合において、その給与支払者が定める期限までに承諾をしない旨の回答がないときは承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその給与所得者から回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました（所規95の2②、所規100④において準用する所規95の2②）。

(注) 給与に限ってこのような取扱いを認めたのは給与支払者と給与所得者との間に雇用関係があり、上記の通知を行うことやこれに対して回答をすることが容易であると考えられることを踏まえたものです。なお、この通知における回答期限等について具体的な定めは設けられていませんが、その事務所における他の給与支払者と給与所得者との間の確認事務と同様、給与所得者の勤務状況等を考慮し回答に必要な期間を十分に見積もっていただくことや期限前にリマインドを行うことが求められるものと考えます。

3 適用関係

上記2の改正は、給与支払者が令和5年4月1日以後に行う上記2の通知について適用されます（改正所規附則12）。

十一 源泉徴収票の提出方法の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 給与所得の源泉徴収票

① 提出義務者

居住者に対し国内において給与等の支払をする者（以下「給与支払者」といいます。）

です。ただし、給与等から所得税を徴収して納付することを要しないものとされるものは除くこととされています（所法226①）。

② 提出期限

支払の確定した年の翌年1月31日までに税務署長に提出しなければならないこととされ

ています。給与等の受給者（以下「給与所得者」といいます。）への交付も同様です。ただし、年の中途において退職した給与所得者（以下「中途退職者」といいます。）については、その退職の日から1か月以内に提出及び交付をしなければならないこととされています（所法226①）。

（注） 中途退職者に係る「給与所得の源泉徴収票」の税務署長への提出については翌年1月31日までに適宜取りまとめて提出しても差し支えないこととされています。

③ 提出先

給与支払者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取扱うもののその支払の日における所在地を所轄する税務署長に提出しなければならないこととされています（所法226①、旧所規93①）。

（注） 1月1日現在において給与支払者でその給与の支払をする際所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、その給与の支払を受けている者についてその給与所得者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項をその給与所得者の同月1日現在における住所所在の市区町村別に作成された「給与支払報告書」に記載し、これをその市区町村の長に提出しなければならないこととされています（地法1②、317の6①）。

また、給与支払者で給与の支払をする際所得税を徴収する義務のあるものは、その給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったものがある場合には、その給与の支払を受けなくなった日の属する年の翌年の1月31日までに、その給与の支払を受けなくなった者についてその給与所得者に係る給与の支払を受けなくなった日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項をその給与所得者のその給与の支払を受けなくなった日現在における住所所在の市区町村別に作成された「給与支払報告

書」に記載し、これをその市区町村の長に提出しなければならないこととされています（地法1②、317の6③）。

「給与所得の源泉徴収票」とこの「給与支払報告書」の記載内容は概ね同一であり、実務上兼用様式が定められ、同一の書式で作成されたものが税務署長及び市区町村の長にそれぞれ提出されています。

④ 提出省略範囲

給与所得の源泉徴収票は、次に該当する場合には税務署長への提出を要しないこととされています（旧所規93②）。ただし、給与所得者への交付は必要です。

イ 年末調整をしたもの

(イ) 同一人に対するその年中の給与等で法人がその役員（相談役、顧問その他これに類する者を含みます。）に対して支払うものの支払金額が150万円以下である場合

(ロ) 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、計理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等所得税法第204条第1項第2号に規定する者に対して支払うものの支払金額が250万円以下である場合

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の者に対して支払うものの支払金額が500万円以下である場合

ロ 年末調整をしなかったもの

(イ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者で年の中途で退職したものの又は災害により被害を受けたため給与所得に対する源泉徴収税額の徴収の猶予を受けたものに対して支払う給与の支払金額が250万円（法人の役員の場合には、50万円）以下である場合

(ロ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（月額表又は日額表の

乙欄又は丙欄適用者等) に対して支払う
給与の支払金額が50万円以下である場合
(注) 給与支払報告書については、その給
与の支払を受けなくなった日の属する
年にその給与支払者から支払を受けた
給与の金額の総額が30万円以下である
給与所得者についてのみその提出を要
しないこととされています(地法1②、
317の6③ただし書)。

(2) 公的年金等の源泉徴収票

① 提出義務者、提出期限等

公的年金等の支払者(以下「公的年金等支
払者」といいます。)は、その年において支
払の確定した分について、その支払を受ける
者(以下「公的年金等受給者」といいます。)
の各人別に源泉徴収票2通を作成し、翌年1
月31日までに、1通を税務署長に提出し、他
の1通を公的年金等受給者に交付しなければ
ならないこととされています(所法226③)。

(注) 1月1日現在において公的年金等支払者
でその公的年金等の支払をする際所得税を
徴収する義務があるものは、同月31日まで
に、その公的年金等の支払を受けている者
についてその公的年金等受給者に係る前年
中の公的年金等の支払額その他必要な事項
をその公的年金等受給者の同月1日現在に
おける住所所在の市区町村別に作成された
「公的年金等支払報告書」に記載し、これを
その市区町村の長に提出しなければならない
こととされています(地法1②、317の6
④)。

「公的年金等の源泉徴収票」とこの「公的
年金等支払報告書」の記載内容は概ね同一
であり、実務上兼用様式が定められ、同一
の書式で作成されたものが税務署長及び市
区町村の長にそれぞれ提出されています。

② 提出省略範囲

公的年金等の源泉徴収票の税務署長に対す
る提出不要限度額は、公的年金等の受給者の

扶養親族等申告書の提出対象となる公的年金
等については60万円、確定給付企業年金等の
企業年金であって公的年金等の受給者の扶養
親族等申告書の提出ができないものについ
ては30万円とされています(旧所規94の2②)。
(注) 公的年金等支払報告書については、提出
省略範囲はありません。

2 改正の内容

(1) 源泉徴収票の提出の特例

給与支払者及び公的年金等支払者の提出事務
の削減、国税当局における源泉徴収票の入力事
務の削減並びに国税当局から地方税当局への照
会事務の削減などといった税務行政コスト削減
の観点から、給与支払者又は公的年金等支払者
が、給与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源
泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された
給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を市
区町村の長に提出した場合には、これらの報告
書(以下「報告書」と総称します。)に記載さ
れた給与等又は公的年金等については、その給
与支払者又は公的年金等支払者は、それぞれ給
与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源泉徴収
票(以下「源泉徴収票」と総称します。)の税
務署長への提出をしたものとみなすこととされ
ました(所法226⑥)。

この「一定の事項」とは、税務署長に提出す
る源泉徴収票に記載すべき事項とされています
(所規95の3)。

(注1) 市区町村に提出された報告書の記載事項
は、市区町村から税務署長に提供すること
とされています。

(注2) 退職所得の源泉徴収票については、この
特例の対象とはされていません。

(2) 源泉徴収票の提出省略範囲の改正

上記(1)の特例の創設に伴い、源泉徴収票の提
出省略範囲を報告書に揃えることとされました。
具体的には、次の改正が行われています。

① 給与所得の源泉徴収票の提出省略範囲が、

同一人（その年の中途において退職した者に限ります。）に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である給与等とされました（所規93②）。

- ② 公的年金等の源泉徴収票の提出省略範囲が廃止されました（旧所規94の2②）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用することとされています（改正法附則8）。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和9年1月1日以後に

提出すべき源泉徴収票について適用し、同日前に提出すべき源泉徴収票については従前どおりとされています（改正所規附則10①、11①）。

（注） 電子情報処理組織又は光ディスク等を使用した調書等の記載事項の提供義務（後述「十二 支払調書等の提出方法の改正」の1(1)をご参照ください。）の判定の対象となる源泉徴収票の枚数から、上記2(2)による改正前の提出省略範囲の対象であった源泉徴収票の枚数を除外し、改正前の判定基準を維持するための経過措置があわせて講じられています（改正所規附則10②、11②）。

十二 支払調書等の提出方法の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 電子情報処理組織又は光ディスク等を使用した調書等の記載事項の提供義務

所得税法、租税特別措置法及び国外送金等調書法の規定により提出する調書、源泉徴収票、計算書及び報告書（以下「調書等」といいます。）は、原則として書面により提出することとされていますが、調書等のうち、その調書等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった枚数が100枚以上であるものについては、その調書等を提出すべき者は、その調書等に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を、次のいずれかの方法により所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（所法228の4①、措法42の2の2①、国外送金等調書法4②、4の3②）。

- ① 記載事項を電子情報処理組織を使用して送信する方法（具体的には国税電子申告・電子納税システム（e-Tax）又は認定クラウド等を使用して記載事項を送信する方法）
- ② 記載事項を記録した光ディスク又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」といいます。）を提出する方法

- (2) 税務署長の承認を受けて行う光ディスク等の提出

調書等を提出すべき者（上記(1)により義務が課される者を除きます。）が、①「所轄の税務署長の承認を受けた場合」又は②「調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において上記(1)②により記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合」には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって調書等の書面による提出に代えることができることとされています（旧所法228の4②、旧措法42の2の2②、旧国外送金等調書法4③、4の3②）。

（注） 調書等の提出は、上記により税務署長の承認を受けて光ディスク等の記録媒体により提出するほかに、事前に税務署長に届け出た上で、国税電子申告・電子納税システム（e-Tax）又は認定クラウド等を使用してオンラインで提供することも可能です（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令）。

2 改正の内容

光ディスク等による調書等の提出手続の簡素化

のため、調書等を提出すべき者（上記1(1)により義務が課される者を除きます。以下同じです。）が上記1(2)による光ディスク等の提出を行うために必要とされていた上記1(2)①及び②の要件が廃止されました（所法228の4②、旧所令355①、旧所規97の4⑥、措法42の2の2②、旧措令27の3①、旧措規19の16⑥、国外送金等調書法4③、旧国外送金等調書令9①、9の5、旧国外送金等調書規11⑥、11の5）。

この結果、調書等を提出すべき者は、特段の事前手続を必要とせず、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって調書等の書面による提出に代えることができることとされています。

(注1) 従前どおり、事前に税務署長に届け出た上で、国税電子申告・電子納税システム（e-Tax）又は認定クラウド等を使用してオンラインで提供することも可能です（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令）。

(注2) 令和4年度税制改正で創設され、令和5年

10月1日から施行される「上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書」（措法8の4⑨、措令4の2⑰、措規4の4の2②、別表第4）は、特段の事前手続を必要とせずその報告書の提出に代えてその報告書に記載すべき事項を記録した光ディスク等による提出を可能とする規定が設けられていました（旧措法8の4⑨）が、上記の租税特別措置法の支払調書等の提出の特例の改正（措法42の2②）に伴い、この報告書が同法の支払調書等の提出の特例の対象に追加されるとともにこの光ディスク等による提出に係る規定が削除されました（措法42の2の2①③④、改正法附則65）。なお、この改正前後で扱いが変わるものではありません。

3 適用関係

上記2の改正は、令和5年4月1日以後に提出すべき調書等について適用し、同日前に提出すべき調書等については従前どおりとされています（改正法附則9、37①、60①）。

十三 資金決済に関する法律の改正に伴う所得税法等の整備

1 改正前の制度の概要

(1) 株式等の譲渡の対価の受領者の告知等

① 株式等の譲渡の対価の受領者の告知の概要

国内において株式等の譲渡の対価につき支払を受ける者は、その株式等の譲渡の対価の支払を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所地等一定の場所。以下(1)において同じです。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は一定の番号既告知者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下②いまでにおいて同じです。）を、その株式等の譲渡の対価の支払者に告知しなければならないこととされて

います（旧所法224の3①前段、所令342①）。また、その支払を受ける者は、その告知をする際、その者の一定の本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないこととされ、株式等の譲渡の対価の支払者は、その告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその本人確認書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないこととされています（旧所法224の3①後段、所令343、344①）。

この「株式等の譲渡の対価の支払者」とは、次に掲げる者（業務に関連して他人のために名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける者に該当する者を含みます。）をいいます（旧所法224の3①、所令342⑤）。

イ その株式等の譲渡を受けた法人（下記ロ及びハに掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除きます。）

ロ その株式等の譲渡について売委託（下記ハの株式等の競売についてのものを除きます。）を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関

ハ 会社法の規定その他一定の法令の規定により1株又は1口に満たない端数に係る株式等の競売をした法人

（注）上記の「株式等」とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含みます。）をいいます（所法224の3②）。

(イ) 株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含みます。）及び新株予約権の割当てを受ける権利を含みます。）

(ロ) 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含むものとし、下記(イ)に掲げるものを除きます。）

(ハ) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律の優先出資（優先出資社員となる権利等を含みます。）

(ニ) 投資信託の受益権

(ホ) 特定受益証券発行信託の受益権

(ヘ) 社債的受益権

(ト) 公社債（預金保険法の長期信用銀行債等、農水産業協同組合貯金保険法の農林債及び償還差益について発行時に源泉徴収がされた割引債を除きます。）

② その都度上記①の告知を要しないこととされる特例の概要（みなし告知）

イ 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が次のいずれかに該当する場合には、その支払を受ける次の株式等の譲渡の対価については、上記①の告知をしたものとみなすこととされています（旧所令342②）。

(イ) 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、株式等を払込みにより取得した場合又は株式等を購入若しくは相続等により取得した場合において、その払込みにより取得をする際又は株式等の名義の変更若しくは書換えの請求をする際に、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所の長に告知しているとき……その株式等の譲渡の対価

(ロ) 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、その対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所において株式等の保管の委託に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその金融商品取引業者等の営業所の長に告知しているとき……その譲渡の時までその契約に基づき保管の委託をしていた株式等のその対価

(ハ) 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、その対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所において金融商品取引業者等が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融商品取引業者等の営業所を通じてその金融商品取引業者等以外の振替機関等が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその金融商品取引業者等の営業所の長に告知しているとき……その譲渡の時までその口座に係るその振替口座簿に記載又は記録を受けていた株式等のその対価

(ニ) 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者

が、信用取引又は発行日取引（以下「信用取引等」といいます。）によりその株式等の譲渡を行う場合において、その株式等の譲渡の際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその対価の支払をする金融商品取引業者の営業所の長に告知しているとき……その告知をした後にその営業所において支払を受ける信用取引等に係る株式等の譲渡の対価

ロ 上記イの場合において、株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が上記イ(イ)から(ニ)までの告知をした後、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、その者は、その該当することとなった日以後最初にその株式等の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項をその対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所の長に告知しなければならないこととされています（旧所令342③）。

(イ) その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合……その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）

(ロ) その者の個人番号の変更をした場合……その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

(ハ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合……その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

③ 株式等の譲渡の対価等の支払調書等

居住者等に対し国内において上記①の株式等の譲渡の対価の支払をする上記①イからハまでに掲げる者は、「株式等の譲渡の対価等の支払調書」を、その支払の確定した日の属

する年の翌年1月31日までに、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法225①十、所規90の2①）。

また、業務に関連して他人のために名義人として上記①の株式等の譲渡の対価の支払を受ける者は、「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」を、その支払を受けた日の属する年の翌年1月31日までに、その支払を受ける者の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該他人のためにその名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約に関する事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法228②、所規97⑤）。

なお、これらの調書を同一の者に対する1回の支払ごとに作成する場合には、その支払の確定した日又はその支払を受けた日の属する月の翌月末日までに提出しなければなりません（措法38①②）。

(2) 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等

① 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知の概要

国内において信託受益権の譲渡の対価につき支払を受ける者は、その信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所地等一定の場所。以下(2)において同じです。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は一定の番号既告知者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下②イまでにおいて同じです。）を、その信託受益権の譲渡の対価の支払者に告知しなければならないこととされています（旧所法224の4前段、旧所令348①）。また、その支払を受ける者は、その告知をする際、その者の一定の本人確認

書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないこととされ、信託受益権の譲渡の対価の支払者は、その告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその本人確認書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないこととされています（旧所法224の4後段、所令349、350①）。

この「信託受益権の譲渡の対価の支払者」とは、次に掲げる者をいいます（旧所法224の4）。

イ その信託受益権の譲渡を受けた法人（下記ロに掲げる者及びその者を通じてその譲渡を受けたものを除きます。）

ロ その信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた金融商品取引業者（金融商品取引法第65条の5第2項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含みます。以下②において同じです。）又は登録金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第4項の規定により登録金融機関とみなされる者を含みます。以下②において同じです。）

（注）上記の「信託受益権」とは、信託（集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除きます。）の受益権をいいます（旧所法224の4）。以下同じです。

② その都度上記①の告知を要しないこととされる特例の概要（みなし告知）

イ 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が次のいずれかに該当する場合には、その支払を受ける次の信託受益権の譲渡の対価については、上記①の告知をしたものとみなすこととされています（旧所令348②）。

(イ) 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、その信託受益権を購入により取得した場合において、その購入に係る売買契約の締結をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその対価の支払をする金融商品取引業

者又は登録金融機関の営業所の長に告知しているとき……その信託受益権の譲渡の対価

(ロ) 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、その信託受益権を相続その他の方法により取得した場合において、その信託受益権に係る信託の受託者の営業所の長にその信託受益権の受益者となった旨の告知をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその対価の支払をするその受託者の営業所の長に告知しているとき……その信託受益権の譲渡の対価

(ハ) 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、その信託受益権に係る信託の契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその対価の支払をする信託の受託者の営業所の長に告知しているとき……その譲渡の時までその信託の設定の日から有していた信託受益権のその対価

ロ 上記イの場合において、信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が上記イ(イ)から(ハ)までの告知をした後、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、その者は、その該当することとなった日以後最初にその信託受益権の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項をその対価の支払をする金融商品取引業者若しくは登録金融機関又は信託の受託者の営業所の長に告知しなければならないこととされています（旧所令348③）。

(イ) その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合……その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）

(ロ) その者の個人番号の変更をした場合……その者のその変更をした後の氏名、

住所及び個人番号

ハ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合……その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

③ 信託受益権の譲渡の対価の支払調書

居住者等に対し国内において上記①の信託受益権の譲渡の対価の支払をする上記①イ及びロに掲げる者は、信託受益権の譲渡の対価の支払調書を、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法225①十二、旧所規90の4①）。

(3) 有価証券の範囲

所得税法上、「有価証券」とは、次に掲げるものをいうこととされています（所法2①十七、旧所令4）。

- ① 金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券
- ② 次に掲げる有価証券に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限ります。）

イ 金融商品取引法第2条第1項第1号から第15号までに掲げる有価証券

ロ 金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券（同項第16号に掲げる有価証券の性質を有するものを除きます。）

- ③ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分
- ④ 株主又は投資主となる権利、協同組織金融機関の優先出資に関する法律の優先出資者となる権利、資産の流動化に関する法律の特定社員又は優先出資社員となる権利その他法人

の出資者となる権利

(注) 有価証券につきその者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる有価証券の価額は総平均法又は移動平均法により評価した金額とされ、2回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券についてその者の雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額は総平均法に準ずる方法により評価した金額とされています（所法48、所令105、108、118）。

(4) 配当所得の金額の計算

配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額とすることとされていますが、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子でその年中に支払うものがある場合には、その収入金額からその支払う負債の利子の額のうちその年においてその元本を有していた期間に対応する部分の金額として一定の計算をした金額の合計額を控除した金額とされています（旧所法24②）。

ただし、上記の負債の利子からは、事業所得又は雑所得の基因となった有価証券を取得するために要した負債の利子を除くこととされています（旧所法24②）。

(5) 確定申告等において非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の添付書類

① 確定申告における添付書類

確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、障害者控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、その親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び送金関係書類（その親族が年に生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者に該当するものとして扶養控除の適用を受けようとする場合には、38万円送金関係書類）を確定申告書に添付し、又は確定

申告の際に提示しなければならないこととされています（所法120③二・三、旧所令262③④、旧所規47の2⑥⑧⑩）。

（注1） 上記の「送金関係書類」とは、金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族に支払をしたことを明らかにする書類又はクレジットカード等購入あっせん業者の一定の書類で、その居住者がその年において親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）とされています（旧所規47の2⑥⑧、73の2③）。以下同じです。

また、上記の「38万円送金関係書類」とは、送金関係書類のうち、その居住者からその親族である各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにするものとされています（旧所規47の2⑩、73の2④）。以下同じです。

（注2） 上記（注1）の「金融機関」とは、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第3号に規定する金融機関をいいます（所規47の2⑥一⑧一、73の2③一）。具体的には、銀行などです。

② 年末調整における添付書類

源泉徴収の際に提出をした給与所得者の扶養控除等申告書に国外居住親族に関する事項（所得税法第194条第1項第7号に掲げる事項）を記載した居住者は、年末調整における税額の過不足の額の計算上、国外居住親族に係る扶養控除又は障害者控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、送金関係書類（その国外居住親族が年に生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者に該当するものとして扶養控除の額に相当

する金額の控除を受けようとする場合には、38万円送金関係書類）を給与所得者の扶養控除等申告書に添付し、又は提示しなければならないこととされています（旧所法194⑤⑥、旧所令316の2③、旧所規73の2③④）。

（注） 年末調整における税額の過不足の額の計算上、非居住者である配偶者について配偶者控除等の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、送金関係書類を給与所得者の配偶者控除等申告書に添付し、又は提示しなければならないこととされています（所法195の2①②、所令318の3二、所規74の4）。

2 関連する資金決済に関する法律の改正（電子決済手段等取引業に係る制度の創設）の概要

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業及び複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設等の措置を講ずること等を内容とする「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が第208回国会に提出され、令和4年6月3日に可決・成立し、同月10日に法律第61号として公布されています。

この「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）」による資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）の改正により、いわゆるステーブルコインのうち法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約束するもの及びこれに準ずる性質を有するものを「電子決済手段」と定義して法令に位置付け、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制を導入し、必要な規制が措置されています。これらの改正は、令和5

年6月1日から施行されています。

上記の「電子決済手段」及び「電子決済手段等取引業者」の意義は次のとおりです。

(1) 電子決済手段

「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいいます（資金決済法2⑤）。

- ① 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権、前払式支払手段その他これらに類するものとして一定のもの（前払式支払手段等）を除きます。下記②において同じです。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（下記③に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ② 不特定の者を相手方として上記①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（下記③に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ③ 特定信託受益権
- ④ 上記①から③までに掲げるものに準ずるものとして一定のもの

(注1) 上記①の電子決済手段の対象となる財産的価値からは「前払式支払手段等」が除かれています。前払式支払手段のうち一定のものについては流通性その他の事情を勘案し、この財産的価値に含まれることとされています（資金決済法2⑤一、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令2②）。よって、この前払式支払手段のうち一定のものは、電子決済手段に該当することとなります。

(注2) 上記③の「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて

移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限ります。）に表示される場合に限ります。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他一定の要件を満たすものをいいます（資金決済法2⑨、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令3）。

(2) 電子決済手段等取引業者

資金決済法上、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことを「電子決済手段等取引業」といいます（資金決済法2⑩）。この電子決済手段等取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行ってはならないこととされ、この登録を受けた者が「電子決済手段等取引業者」とされています（資金決済法2⑫、62の3）。

- ① 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換
- ② 上記①に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 他人のために電子決済手段の管理をすること（その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして一定のものを除きます。）。
- ④ 資金移動業者の委託を受けて、その資金移動業者に代わって利用者（その資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限ります。）との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、その合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。
 - イ その契約に基づき資金を移動させ、その資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。
 - ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の

額を増加させること。

(注) 銀行等又は資金移動業者であって、電子決済手段を発行する者(以下「発行者」といいます。)は、一定の場合を除き、その発行する電子決済手段について、上記の内閣総理大臣の登録を受けることなく、電子決済手段等取引業のうち上記①から③までに掲げる行為を行うことができることとされています(資金決済法62の8①)。発行者が電子決済手段等取引業を行う場合には、その発行者は電子決済手段等取引業者とみなされて資金決済法の規定が適用されます(資金決済法62の8②)。以下、この場合の発行者を「みなし電子決済手段等取引業者」といいます。

3 改正の内容

電子決済手段は、法定通貨の価値との連動といった性質を有し、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されており、その経済的機能は銀行預金等と同様であるともいえることから、このような性質を踏まえ、次の措置が講じられました。

(1) 株式等の譲渡の対価の受領者の告知等及び信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等の改正

① 特定信託受益権の譲渡の対価が金銭以外のものである場合の告知等の取扱い

電子決済手段のうち特定信託受益権は、特定受益証券発行信託の受益権(上記1(1)①(注)の(ホ)参照)又は信託受益権(上記1(2)①(注)参照)に該当する可能性があると考えられます。このため、これらに該当する特定信託受益権を有する者が、「株式等の譲渡の対価の支払者」や「信託受益権の譲渡の対価の支払者」に対してその特定信託受益権の譲渡等をした場合、その者はこれらの対価の支払者に対する氏名や住所等の告知が必要となる一方、これらの対価の支払者は調書の提出が必要となります。この点、物品購入や役務提供の対価として特定信託受益権を譲渡し

た場合についてまでその都度告知等が必要となると、特定信託受益権が決済手段として利用しづらいものとなるおそれがありました。

以上の点を踏まえ、上記1(1)又は(2)の告知の対象となる特定信託受益権を譲渡した場合において、その対価が金銭以外のものであるときは、その譲渡をした者は、上記1(1)①及び(2)①の告知を要しないこととされました(所法224の3①、224の4)。

(注) 上記の改正に伴い、株式等の譲渡の対価等の支払調書、名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書及び信託受益権の譲渡の対価の支払調書についても、特定信託受益権の譲渡の対価が金銭以外のものである場合には、その提出が不要となります(所法225①十・十二、228②)。

② 株式等の譲渡の対価の受領者の告知等及び信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等における支払者の範囲の整備

上記2(2)②のとおり、電子決済手段等取引業者は、電子決済手段の売買等の媒介、取次ぎ又は代理を行うことができることを踏まえ、上記1(1)①及び(2)①の告知の特定信託受益権の譲渡の対価(金銭に限ります。以下③までにおいて同じです。)の支払者の範囲に、「特定信託受益権の譲渡についてその特定信託受益権の売買等の媒介、取次ぎ又は代理の委託を受けた電子決済手段等取引業者」が追加されました(所法224の3①四、224の4三)。

(注1) この改正により、特定信託受益権の譲渡の対価の支払をする「その譲渡についてその売買等の媒介、取次ぎ又は代理の委託を受けた電子決済手段等取引業者」は、株式等の譲渡の対価等の支払調書又は信託受益権の譲渡の対価の支払調書の提出が必要となります(所法225①十・十二)。

(注2) 上記の「電子決済手段等取引業者」には、みなし電子決済手段等取引業者を含みます(所法224の3①四、224の4三)。

③ みなし告知に関する整備

上記②の改正に伴い、みなし告知についても整備が行われました。

具体的には、特定信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が次のいずれかに該当する場合には、その支払を受ける次の特定信託受益権の譲渡の対価については、義務付けられているその支払の都度の告知（下記イ又はロに該当する場合にあっては上記1(1)①の告知をいい、下記ハに該当する場合にあっては上記1(2)①の告知をいいます。）をしたものとみなすこととされました（所令342②一・二、348②一）。

イ 特定信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、特定信託受益権を払込みにより取得した場合又は特定信託受益権を購入若しくは相続等により取得した場合において、その払込みにより取得をする際又は特定信託受益権の名義の変更若しくは書換えの請求をする際に、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所地等一定の場所。以下③において同じです。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は一定の番号既告知者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下ハまでにおいて同じです。）をその対価の支払をする上記②の電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しているとき……その特定信託受益権の譲渡の対価

ロ 特定信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、その対価の支払をする上記②の電子決済手段等取引業者の営業所において特定信託受益権の管理に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しているとき……その譲渡の時までその契約に基づき管理をしていた特定信託受益権のその対価

ハ 特定信託受益権の譲渡の対価の支払を受

ける者が、その特定信託受益権を購入により取得した場合において、その購入に係る売買契約の締結をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその対価の支払をする上記②の電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しているとき……その特定信託受益権の譲渡の対価

(注) 特定信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が上記イからハまでの告知をした後、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、上記1(1)②ロ及び(2)②ロと同様に、その者は、その該当することとなった日以後最初に特定信託受益権の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項をその対価の支払をする上記②の電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しなければならないこととされています（所令342③、348③）。

(イ) その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合……その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）

(ロ) その者の個人番号の変更をした場合……その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

(ハ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合……その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

(2) 国外電子決済手段移転等調書制度の創設

クロスボーダーの活動から生じる所得を捕捉し、適正な課税を実現するための手段として、現行制度においては、国外送金等調書制度及び国外証券移管等調書制度等が内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の

提出等に関する法律において定められています。

電子決済手段が、今後、送金・決済手段としての利用が広がっていくことが想定されている点や、その経済的機能を踏まえ、国外送金等調書制度等と同様に、適正・公平な課税を実現する観点から、電子決済手段の一定の国外への移転等について電子決済手段等取引業者に調書の提出を義務付ける「国外電子決済手段移転等調書制度」が創設されました。

具体的には、電子決済手段等取引業者は、顧客からの依頼により国外電子決済手段移転等（電子決済手段の価額が100万円以下のものを除きます。）をしたときは、国外電子決済手段移転等調書の提出が義務付けられました。

① 本制度の対象となる「国外電子決済手段移転等」の範囲

本制度の対象となる「国外電子決済手段移転等」とは、次の「国外電子決済手段移転」又は「国外電子決済手段受入れ」をいいます。
イ 「国外電子決済手段移転」の範囲

「国外電子決済手段移転」とは、電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国内電子決済手段勘定から国外電子決済手段勘定への電子決済手段の移転をいいます（国外送金等調書法28）。

ロ 「国外電子決済手段受入れ」の範囲

「国外電子決済手段受入れ」とは、電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国外電子決済手段勘定から国内電子決済手段勘定への電子決済手段の受入れをいいます（国外送金等調書法29）。

② その他の用語の意義

イ 「電子決済手段等取引業者」とは、資金決済法第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者をいいます（上記2(2)参照）。また、国外において電子決済手段等取引業者と同種類の業務を行う者及びみなし電子決済手段等取引業者も含まれます（国外送金等調書法24）。

ロ 「電子決済手段」とは、資金決済法第2

条第5項に規定する電子決済手段をいいます（上記2(1)参照）（国外送金等調書法25）。

ハ 「国内電子決済手段勘定」とは、電子決済手段等取引業者の営業所等（国内にある営業所又は事務所をいいます。以下同じです。）に設定される電子決済手段の管理に係る勘定をいいます（国外送金等調書法26）。

ニ 「国外電子決済手段勘定」とは、電子決済手段等取引業者の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限ります。）に設定される国内電子決済手段勘定に類する勘定をいいます（国外送金等調書法27）。

③ 国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出等

電子決済手段等取引業者の営業所等の長にその有する電子決済手段の国外電子決済手段移転等の依頼をする者は、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号等を記載した告知書を、その国外電子決済手段移転等の依頼をする際、その電子決済手段等取引業者の営業所等の長に提出しなければなりません（国外送金等調書法4の4①）。

イ 告知書の提出義務者

国外電子決済手段移転や国外電子決済手段受入れの依頼をする者は、原則として、個人・法人、居住者・非居住者、内国法人・外国法人の別を問わず、この告知書の提出義務者となります。

ロ 告知書の記載事項

国外電子決済手段移転等の依頼をする者は、告知書に次の事項を記載しなければなりません（国外送金等調書法4の4①前段、国外送金等調書規11の7）。

(イ) 国外電子決済手段移転等の依頼をする者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所地等一定の場所）及び個人番号又は法人番号（個人

番号及び法人番号を有しない者又は下記ホに該当する者にあつては、氏名又は名称及びその住所)

(ロ) 国外電子決済手段移転等の原因となる取引又は行為の内容

(ハ) 国外電子決済手段移転等の依頼をする者が国税通則法の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

(ニ) 国外電子決済手段移転等の依頼をする者が法人課税信託の受託者である場合（その国外電子決済手段移転等がその法人課税信託に係るものである場合に限り）には、その法人課税信託の名称及びその法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

(ホ) その他参考となるべき事項

(注) 告知書の様式は、法令上特に定められてはいません。

ハ 告知書の提出を要しない国外電子決済手段移転等

次の国外電子決済手段移転等については、その国外電子決済手段移転等の依頼をする者は告知書の提出を要しないこととされています（国外送金等調書法4の4①②、国外送金等調書令9の6）。

(イ) 特定移転又は特定受入れに該当する国外電子決済手段移転等

i 「特定移転」とは、その国外電子決済手段移転を依頼する者の本人電子決済手段勘定（下記ニを参照）で管理がされている電子決済手段についてされる国外電子決済手段移転をいいます。

ii 「特定受入れ」とは、その国外電子決済手段受入れを依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされることとなる電子決済手段についてされる国外電子決済手段受入れをいいます。

(ロ) 別表法人等（次に掲げる者をいいます。

以下同じです。）が依頼をする国外電子決済手段移転等

i 国

ii 法人税法別表第1に掲げる公共法人

iii 特別の法律により設立された法人（当該特別の法律において、その法人の名称が定められ、かつ、当該名称として用いられた文字を他の者の名称の文字として用いてはならない旨の定めのあるものに限り）

iv 国外送金等をする者の告知書の提出を要しないこととされている金融機関

v 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除きます。）に限り）

vi 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び我が国が加盟している国際機関

vii 電子決済手段等取引業者（みなし電子決済手段等取引業者でその者が発行する電子決済手段の国外電子決済手段移転等の依頼をするものを含みますが、国外において同種類の業務を行う者は含みません。）

ニ 本人電子決済手段勘定の意義

(イ) 本人電子決済手段勘定

上記ハ(イ)の「本人電子決済手段勘定」

とは、本人の名义で設定されている国内電子決済手段勘定で、その国内電子決済手段勘定を設定されている電子決済手段等取引業者の営業所等の長により、その国内電子決済手段勘定が設定される者から提示を受けた個人番号カード等の確認書類若しくはその者から送信を受けた署名用電子証明書等又は法人番号公表サイトによって、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所地等一定の場所。以下④までにおいて同じです。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者

又は下記(ロ)に該当する者にあつては、氏名又は名称及び住所)を確認しているものをいいます(国外送金等調書法2二十、国外送金等調書令3の4)。

なお、この本人電子決済手段勘定に係る確認は、勘定設定時のみに限定されるものではなく、その国外電子決済手段移転等をする時までに行われていけばよいこととされています。

(注1) 上記の確認書類の範囲は、国外送金等をする者の告知書又は国外証券移管等をする者の告知書を提出する者が提示すべき確認書類(国外送金等調書令5①各号)と同様です。

(注2) 電子決済手段等取引業者の営業所等の長が上記の確認を行う場合において、勘定を設定する者が法人課税信託の受託者であり、かつ、その勘定がその法人課税信託に係るものであるときは、その確認は、その法人課税信託の受託者から提示を受けた確認書類に記載されたその受託者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下(注2)において同じです。)並びにその法人課税信託の名称及びその法人課税信託の信託された受託営業所と、その勘定の名義人とした者(勘定名義人)の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号並びにその勘定名義人に係る法人課税信託の名称及びその法人課税信託の信託された受託営業所とを照合することにより行ふこととされています(国外送金等調書規3⑪において準用する同条⑤)。

(ロ) 番号既告知者に係る本人確認の特例
電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、その国内電子決済手段勘定が設定

される者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他一定の事項を記載した帳簿を備えている場合には、上記(イ)の確認においてその者の個人番号又は法人番号の確認を要しないこととされています。ただし、その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号がその帳簿に記載されたその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なる場合には、これらの事項について上記(イ)の確認が必要となります(国外送金等調書規3⑨)。

上記の帳簿に記載すべき事項は、次に掲げる事項です。また、この帳簿は、その閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています(国外送金等調書規3⑩において準用する同条②③)。

- i 確認書類の提示若しくは署名用電子証明書等の送信をし、又は下記④ロ(イ)による確認を受けた者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号
- ii 上記iの提示若しくは送信を受け、又は下記④ロ(イ)による確認をした年月日及びその提示を受けた確認書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受け、若しくは下記④ロ(イ)による確認をした旨(下記④イ(注)による確認を受けた法人にあつては、上記iの提示を受けた年月日及び確認書類の名称並びにその確認をした旨)
- iii その他参考となるべき事項

(注) 上記の帳簿は、その者の確認書類の提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は下記④ロ(イ)による確認をして作成されたものに限られます(国外送金等調書規3⑨)。

ホ 番号既告知者に係る告知書の記載の特例
国外電子決済手段移転等をする者がその国外電子決済手段移転等に係る告知書を提

出する場合において、その告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、その国外電子決済手段移転等をする者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知書を提出する者は、その者の個人番号及び法人番号の告知書への記載を要しないこととされています。ただし、その告知書の提出をする者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が、その帳簿に記載されたその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なる場合には、これらの事項について記載した告知書の提出が必要となります（国外送金等調書法3①、4の4①、国外送金等調書令9の7④において読み替えて適用する国外送金等調書令5②、国外送金等調書規11の6②において準用する国外送金等調書規3②③）。なお、この帳簿の記載事項及び保存期間については、上記ニ(ロ)の帳簿と同様です。

④ 告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者による本人確認

イ 電子決済手段等取引業者による本人確認

告知書の提出をする者は、原則として、その提出の際に、その告知書の提出をする電子決済手段等取引業者の営業所等の長に個人番号カード等の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならず、また、その告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、その告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は上記③ホに該当する者にあつては、氏名又は名称及び住所）をその確認書類又は署名用電子証明書等により確認しなければなりません（国外送金等調書法4の4①後段、国外送金等調書令9の7①、9の8①）。

なお、電子決済手段等取引業者の営業所

等の長は、この確認をした場合には、その確認に係る告知書に提示を受けた確認書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しておかなければなりません（国外送金等調書令9の8③）。

(注) 国外電子決済手段移転等をする法人が

上記の告知書の提出をする際、その告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、その告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の指定法人から送信を受けた登記情報に記録されたその国外電子決済手段移転等をする法人の名称及び住所と同じであることの確認をした場合には、その法人は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長に、法人に係る登記事項証明書等の確認書類（法人確認書類）の提示をしたものとみなすこととされています（国外送金等調書規4⑦において準用する同条⑤）。

なお、電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、この確認をした場合には、その告知書にその確認をした旨を記載しておかなければなりません（国外送金等調書規4⑦において準用する同条⑤）。

ロ 確認書類の提示等を要しない場合

(イ) 電子決済手段等取引業者の営業所等の長が法人番号公表サイトで確認した場合

国外電子決済手段移転等をする法人が、法人番号保有者に該当する法人である場合において、その国外電子決済手段移転等に係る告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、その告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、法人番号公表サイトで公表されたその法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をしたときは、その法人は確認書類の提示を要しないこととされています（国外送金等調書令9

の7②)。電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、この確認をした場合においては、告知書にその旨を記載しておかなければなりません（国外送金等調書令9の8③）。

(ロ) 電子決済手段等取引業者の営業所等の長が一定の帳簿書類を備えている場合

国外電子決済手段移転等をする者が、次に掲げる者のいずれかに該当する場合には、その国外電子決済手段移転等に係る告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、その国外電子決済手段移転等をする者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下(ロ)において同じです。）を記載した帳簿書類（その者から提出を受けたその者の確認書類の写しの添付があるもの、その作成の際に送信を受けたその者の署名用電子証明書等を併せて保存しているもの又は上記(イ)による確認をして作成されたものに限ります。）を備えているときは、その国外電子決済手段移転等をする者は確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を要しないこととされています。ただし、その告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号がその帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と異なるときは、国外電子決済手段移転等をする者は確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をし、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が本人確認をする必要があります（国外送金等調書令9の7③、国外送金等調書規11の6①）。

i 国外電子決済手段移転等をする前にその国外電子決済手段移転等に係る電子決済手段等取引業者の営業所等を通

じてした他の国外電子決済手段移転等について、その電子決済手段等取引業者の営業所等の長の本人確認を受けた者

ii 国外電子決済手段移転等に係る告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長の所得税法上の利子等の受領に係る本人確認、株式等の譲渡の対価等の受領に係る本人確認又は信託受益権の譲渡の対価の受領に係る本人確認（所法224①②、224の3①④、224の4）を受けた者

この場合、電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者に加え、上記③ホに該当する者にあつては氏名又は名称及び住所。以下(ロ)において同じです。）が、備え付けている上記の帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認し、この確認をした場合には、告知書にその旨を記載しておかなければなりません（国外送金等調書令9の8②③）。

⑤ 国外電子決済手段移転等調書の提出

電子決済手段等取引業者は、その顧客からの依頼により国外電子決済手段移転等をしたときは、その国外電子決済手段移転等ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の種類及び名称等の一定の事項を記載した調書（国外電子決済手段移転等調書）を、その国外電子決済手段移転等をした日の属する月の翌月末日までに、その国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません（国外送金等調書法4の5①）。

イ 国外電子決済手段移転等調書の記載事項

国外電子決済手段移転等調書には、1回の国外電子決済手段移転等ごとに、次に掲げる事項を記載しなければならないこととされています（国外送金等調書規11の9）。

- (イ) その国外電子決済手段移転等をした顧客の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）
 - (ロ) その国外電子決済手段移転等をした顧客の住所（国内に住所を有しない者にあつては、居所地等一定の場所）
 - (ハ) その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の種類、名称及び価額
 - (ニ) その国外電子決済手段移転等をした年月日
 - (ホ) その国外電子決済手段移転等に係る告知書に記載されている国外電子決済手段移転等の原因となる取引又は行為の内容
 - (ヘ) その国外電子決済手段移転等に係る国外電子決済手段勘定を設定された電子決済手段等取引業者の営業所、事務所その他これらに類するものの名称
 - (ト) その国外電子決済手段勘定を設定している者の氏名又は名称
 - (テ) その国外電子決済手段移転等に係る相手国名
 - (リ) その国外電子決済手段移転等に係る告知書に記載されている納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）
 - (ス) その国外電子決済手段移転等に係る告知書に記載されている法人課税信託の名称及び法人課税信託の信託された受託営業所の所在地
 - (ル) その他参考となるべき事項
- ロ 調書の提出を要しない国外電子決済手段移転等
- (イ) 別表法人等が依頼する国外電子決済手段移転等
別表法人等が依頼する国外電子決済手

段移転等については、電子決済手段等取引業者は国外電子決済手段移転等調書の提出を要しないこととされています（国外送金等調書法4の5①）。

- (ロ) 基準額以下の価額の電子決済手段に係る国外電子決済手段移転等

その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額が100万円（以下「基準額」といいます。）以下の国外電子決済手段移転等については、電子決済手段等取引業者は国外電子決済手段移転等調書の提出を要しないこととされています（国外送金等調書法4の5①、国外送金等調書令9の9①）。

なお、国外電子決済手段移転等をした電子決済手段が次に掲げるものである場合における上記基準額に係るこれらの電子決済手段の価額の本邦通貨への換算は、次に掲げる電子決済手段の区分に応じそれぞれ次に定める方法によるものとすることとされています（国外送金等調書令9の9②、国外送金等調書規11の8）。

- i 電子決済手段のうちその価額が外国通貨で表示されるもの……外国為替相場を用いてその電子決済手段の価額を本邦通貨へ換算する一定の方法
- ii 電子決済手段のうち資金決済法第2条第5項第4号に掲げるもの（上記2(1)④に掲げる電子決済手段）（その価額が本邦通貨又は外国通貨で表示されるものを除きます。）……その国外電子決済手段移転等をした日におけるその電子決済手段の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法

(注) 上記iの「本邦通貨へ換算する一定の方法」とは、国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額をその表示される外国通貨の金額とみなして、外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号に規定する相場を用いて

本邦通貨に換算する方法をいいます（国外送金等調書規11の8①）。

この「外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号に規定する相場」とは、財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場（いわゆる報告省令レート）をいいます（外国為替の取引等の報告に関する省令35二）。

ハ 国外電子決済手段移転等調書の提出方法の特例

(イ) 国外送金等調書及び国外証券移管等調書と同様に、国外電子決済手段移転等調書の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった国外電子決済手段移転等調書の枚数が100枚以上となる電子決済手段等取引業者は、国外電子決済手段移転等調書の提出に代えて、その国外電子決済手段移転等調書に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax又は認定クラウド等を使用して送信する方法）又は当該記載事項を記録した光ディスク又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」といいます。）を提出する方法のいずれかの方法により税務署長に提供しなければならないこととされています（国外送金等調書法4の5②において準用する国外送金等調書法4②⑤、国外送金等調書規11の10において準用する国外送金等調書規11①～⑤）。

(ロ) なお、上記(イ)に該当しない電子決済手段等取引業者であっても、国外電子決済手段移転等調書を提出すべき電子決済手段等取引業者は、その者が提出すべき国外電子決済手段移転等調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもってその国外電子決済手段移転等調書の提出に代えることができることとされています

（国外送金等調書法4の5②において準用する国外送金等調書法4③⑤）。この点も国外送金等調書及び国外証券移管等調書と同様です。

(注) 国外送金等調書及び国外証券移管等調書について上記の光ディスク等による提出をする場合には、税務署長の承認等が要件とされてきましたが、令和5年度税制改正によりその要件が廃止されました。この詳細については、前述「十二 支払調書等の提出方法の改正」をご参照ください。

(ハ) また、電子決済手段等取引業者は、所轄の税務署長の承認を受けた場合には、国外電子決済手段移転等調書を提出すべき所轄の税務署長以外の税務署長に対して、その国外電子決済手段移転等調書の記載事項を、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax又は認定クラウド等を使用して送信する方法）又はその記載事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができることとされています（国外送金等調書法4の5②において準用する国外送金等調書法4④⑤、国外送金等調書令9の10において準用する国外送金等調書令9、国外送金等調書規11の10において準用する国外送金等調書規11⑥⑦）。なお、この承認に係る手続は、国外送金等調書及び国外証券移管等調書に係るものと同様です。

⑥ 当該職員の質問検査権

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外電子決済手段移転等調書の提出に関する調査について必要があるときは、その国外電子決済手段移転等調書を提出する義務がある者に質問し、その者の国外電子決済手段移転等に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合におけるその電磁的記録を含みます。）その他の物件を検査し、又はその物件（その

写しを含みます。)の提示若しくは提出を求めることができることとされています(国外送金等調書法7①)。

また、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外電子決済手段移転等調書の提出に関する調査について必要があるときは、その調査において提出された物件を留め置くことができることとされています(国外送金等調書法7③)。

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上記の権限による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこととされています(国外送金等調書法7④)。また、この質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこととされています(国外送金等調書法7⑤)。

⑦ 罰則

国外電子決済手段移転等調書制度では、次の違反があった場合には、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています(国外送金等調書法9)。

イ 告知書の不提出又は虚偽記載による提出(同条1号)

ロ 国外電子決済手段移転等調書の不提出又は虚偽記載による提出(同条2号)

ハ 当該職員の上記⑥の質問検査権に対する不答弁若しくは虚偽答弁又は検査の拒否、妨害若しくは忌避(同条3号)

ニ 上記⑥の当該職員の物件の提示又は提出の要求に対する不提示若しくは不提出又は虚偽記載の帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出(同条4号)

(3) その他の所要の整備

資金決済法の一部改正に伴い、次のとおり制度の所要の整備が行われました。

① 有価証券の範囲

上記1(3)②の所得税法上の有価証券の範囲から特定信託受益権が除外されました(所令4一)。

② 配当所得の金額の計算

上記①のとおり、有価証券の範囲から特定信託受益権が除外されたため、配当所得の金額の計算における改正前の取扱いを維持するための整備が行われました。

具体的には、配当所得の金額の計算上控除する負債の利子について、控除する負債の利子から除かれる負債の利子に係る有価証券等の範囲に、事業所得又は雑所得の基因となった特定信託受益権で一定のものが追加されました(所法24②、所令59①)。

(注) 上記の「事業所得又は雑所得の基因となった特定信託受益権で一定のもの」とは、事業所得又は雑所得の基因となった特定信託受益権で、次に掲げる有価証券に表示されるべき権利(これらの有価証券が発行されていないものに限ります。)に該当するものをいいます(所令59①)。

イ 金融商品取引法第2条第1項第14号に掲げる有価証券

ロ 金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券(上記イに掲げる有価証券の性質を有するものに限ります。)

③ 確定申告等において非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の添付書類

電子決済手段の性質を踏まえ、次のとおり、上記1(5)①(注1)の送金関係書類の範囲に、電子決済手段等取引業者に対して電子決済手段の国外移転の依頼をする場合の依頼書の控え等を追加する整備が行われました。

イ 確定申告における添付書類

確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする居住者が確定申告書に添付等しなければならない送金関係書類の範囲に、「電子決済

手段等取引業者（みなし電子決済手段等取引業者を含みます。）の書類又はその写しでその電子決済手段等取引業者が居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によってその居住者から親族に支払をしたことを明らかにするもの」であって、「その年において生活費等に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの」が追加されました（所規47の2⑥三、⑧三）。

（注1） みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しである場合には、そのみなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限りま

す（所規47の2⑥三、⑧三）。

（注2） 38万円送金関係書類の範囲についても、上記と同様の書類の追加がされています（所規47の2⑩）。

ロ 年末調整における添付書類

年末調整における税額の過不足の額の計算上、国外居住親族等に係る扶養控除の額等に相当する金額の控除を受けようとする居住者が、給与所得者の扶養控除等申告書又は給与所得者の配偶者控除等申告書に添付等しなければならない送金関係書類の範囲に、「電子決済手段等取引業者（みなし電子決済手段等取引業者を含みます。）の書類又はその写しでその電子決済手段等取引業者が居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によってその居住者から国外居住親族等に支払をしたことを明らかにするもの」であって、「その年において生活費等に充てるための支払を必要の都度、行ったことを明らかにするもの」が追加されました（所規73の2③三、74の4）。

（注1） みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しである場合には、そのみなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限りま

す（所規73の2③三）。

（注2） 38万円送金関係書類の範囲についても、上記と同様の書類の追加がされています（所規73の2④）。

（注3） 給与所得者の扶養控除等申告書については、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとする改正が行われています。詳細については、前述「八 給与所得者の扶養控除等申告書に関する改正」をご参照ください。

4 適用関係

- (1) 上記3(1)の改正は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）の施行の日（令和5年6月1日）以後に行われる株式等の譲渡又は信託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた株式等の譲渡又は信託受益権の譲渡については従前どおりとされています（改正法附則7）。
- (2) 上記3(2)の制度は、令和6年1月1日以後に電子決済手段等取引業者の営業所等の長に依頼する国外電子決済手段移転等について適用されます（改正法附則60②）。
- (3) 上記3(3)①及び②の改正は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）の施行の日（令和5年6月1日）から施行されています（改正法附則1九、改正所令附則1二）。
- (4) 上記3(3)③イの改正は、令和6年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用されます（改正所規附則4）。
- (5) 上記3(3)③ロの改正は、令和6年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書及び給与所得者の配偶者控除等申告書について適用されます（改正所規附則7）。